## 企画総務委員会

令和6年3月11日

| 1 議案審査            |  |      |
|-------------------|--|------|
| (1)議案第19号         | 錦華公園改修工事請負契約の一部変更について                          | 【資料】 |
| (2)議案第20号         | 神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約の<br>一部変更について           | 【資料】 |
| 2 報告事項<br>【地域振興部】 |  |      |
| (1)旧箱根千代日         | H荘の運営当時の事業実績等について                              | 【資料】 |
| (2)商店街創業3         | 支援事業の申請状況について                                  | 【資料】 |
| (3)商店街等産          | 学連携促進事業の進捗状況について                               | 【資料】 |
| (4) おくやみガー        | イドブックについて                                      | 【資料】 |
| (5)防犯カメラの         | の更新設置に係る補助の見直しについて                             | 【資料】 |
|                   | 虫立行政法人日本芸術文化振興会との連携協力に関する<br><sup>帝結について</sup> | 【資料】 |
| 【政策経営部】           |  |      |
| (1)千代田区債材         | <b>権管理条例の運用状況について</b>                          | 【資料】 |
| (2)令和6年修正         | E千代田区地域防災計画について                                | 【資料】 |

- 3 その他
- 4 閉会中の特定継続調査事項について

(令和6年1定議案予定)

#### 錦華公園改修工事請負契約の一部変更について

#### 1. 経過

| 年     | 令和4年度 | 令和5年度    | 令和6年度 |
|-------|-------|----------|-------|
| 月     | 12月   | 12月 3月   | 5月    |
| 当初    | 契約議者工 | 竣工予定     |       |
| 第1回変更 |       | 契約変更議案予定 | 竣工予定  |

3. 契約の相手方 株式会社富士植木

東京都千代田区九段南四丁目1番9号

代表取締役 成家 岳

4. 契約見込金額 当 初 594,495,000円 (令和4年4定議決)

第1回 676,256,900円

增減額 81,761,900円 13.8%増

5. 変更内容

- ① 地中障害物による増額
- ② 水景施設の設計変更による増額
- 6. 契約期間

当初 契約締結日の翌日~令和6年3月29日

第1回変更 契約締結日の翌日~令和6年4月30日

## 神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約の一部変更について

#### 1. 経過

| , war was | 4 4 0 6 4 | A <- 4   | 4 4       | A 52 0 5 4 |
|-----------|-----------|----------|-----------|------------|
| 年         | 令和3年度     | 令和4年度    | 令和5年度     | 令和6年度      |
| 月         | 10月       | 12月 3月   | 3月        | 3月         |
| 当初        | 契約議案      | 竣工予定     |           |            |
| 第1回 変更    |           | 竣工予定工期変更 |           |            |
| 第2回変更     |           |          | 竣工予定工期変更  |            |
| 第3回変更     |           |          | 予定 契約変更議案 | 竣工予定       |

3. 契約の相手方 大林道路株式会社

東京都千代田区神田猿楽町二丁目8番8号

代表取締役 黒川 修治

4. 契約見込金額

| 当 初 | 378,166,140円 |
|-----|--------------|
| 第1回 | 378,166,140円 |
| 増減額 | 0円           |
| 第2回 | 378,166,140円 |
| 増減額 | 0円           |
| 第3回 | 430,809,500円 |
| 増減額 | 52,643,360円  |

(令和3年3定議決)

(令和4年12月8日工期変更)

(令和5年2月21日工期変更)

(令和6年1定議案予定)

13.9%增

5. 変更内容

工事一時中止等に伴う現場管理費の増額

6. 契約期間

当初契約締結日の翌日~令和5年2月24日第1回変更契約締結日の翌日~令和5年3月31日第2回変更契約締結日の翌日~令和6年3月31日第3回変更契約締結日の翌日~令和7年3月31日

## 旧箱根千代田荘の運営当時の事業実績等について

旧箱根千代田荘に関する、運営当時の事業実績、周辺状況を表した図面、閉鎖前における運営状況及び、現時点での建物調査結果について、下記の各資料(1-2~1-5)においてお示しする。

記

資料1-2 旧箱根千代田荘の運営当時の事業実績

資料1-3 旧箱根千代田荘周辺状況(概略図)

資料1-4 旧箱根千代田荘運営状況(平成23~27年度)

資料1-5 旧箱根千代田荘の建物調査結果

## 旧箱根千代田荘の運営当時の事業実績

## 1 運営期間全体の状況

| 年度            | 歳出合計(①~⑧)     | ①<br>用地買収金   | ②<br>新·増·改築工事経費  | ③<br>改築調査    | ④<br>代替施設確保  | ⑤<br>初度調弁等    | ⑥<br>職員給与等  | ⑦<br>維持補修経費 | ⑧<br>管理運営経費      | 歳入合計<br>施設使用料·賄収入等 |
|---------------|---------------|--------------|------------------|--------------|--------------|---------------|-------------|-------------|------------------|--------------------|
| S42~H27<br>年度 | 9,744,655,546 | 94, 048, 000 | 2, 957, 993, 985 | 17, 111, 023 | 84, 820, 146 | 159, 807, 053 | 221,603,658 | 679,076,208 | 5, 530, 195, 473 | 2, 648, 303, 595   |

## 2 各年度毎の状況

| 年度     | 歳出合計(①~⑧)     | ①<br>用地買収金   | 2             | 3    | 4      | 5            | 6            | 7             | ⑧<br>管理運営経費   | 歳入合計         |
|--------|---------------|--------------|---------------|------|--------|--------------|--------------|---------------|---------------|--------------|
| T/X    | дяшції (Ф Ф)  | 用地買収金        | 新·增·改築工事経費    | 改築調査 | 代替施設確保 | 初度調弁等        | 職員給与等        | 維持補修経費        | 管理運営経費        | 施設使用料·賄収入等   |
| S42年度  | 94,048,000    | 94, 048, 000 |               |      |        |              |              |               |               | 0            |
| S43年度  | 58, 227, 284  |              | 58, 227, 284  |      |        |              |              |               |               | 0            |
| S44年度  | 129, 854, 493 |              | 91,680,206    |      |        | 13, 960, 648 | 10, 179, 761 | 1,046,000     | 12, 987, 878  | 11,038,960   |
| S45年度  | 38, 290, 752  |              |               |      |        |              | 16,849,458   | 1,665,000     | 19,776,294    | 17, 395, 475 |
| S46年度  | 47,895,008    |              | 4,027,420     |      |        |              | 19,680,735   |               | 24, 186, 853  | 18, 733, 400 |
| S47年度  | 187, 864, 574 |              | 118, 035, 823 |      |        | 10, 926, 975 | 26, 503, 783 |               | 32, 397, 993  | 22, 320, 120 |
| S48年度  | 77, 448, 049  |              |               |      |        |              | 35, 497, 338 |               | 41,950,711    | 31, 288, 010 |
| \$49年度 | 107, 932, 156 |              |               |      |        |              | 52, 105, 907 | 2,981,470     | 52,844,779    | 34, 772, 670 |
| \$50年度 | 138, 433, 944 |              |               |      |        |              | 60,786,676   | 7,211,700     | 70, 435, 568  | 49, 883, 260 |
| \$51年度 | 77,514,729    |              |               |      |        |              |              | 3, 143, 030   | 74, 371, 699  | 63, 725, 250 |
| \$52年度 | 82,110,064    |              |               |      |        |              |              | 2,364,000     | 79, 746, 064  | 60, 183, 550 |
| \$53年度 | 87,467,006    |              |               |      |        |              |              | 8,940,000     | 78,527,006    | 60, 049, 250 |
| \$54年度 | 84, 817, 903  |              |               |      |        |              |              | 3,850,000     | 80,967,903    | 57, 438, 900 |
| \$55年度 | 266, 270, 705 |              |               |      |        |              |              | 192, 181, 000 | 74,089,705    | 41, 958, 200 |
| \$56年度 | 97, 574, 517  |              |               |      |        |              |              |               | 97,574,517    | 63, 677, 700 |
| S57年度  | 109, 324, 908 |              |               |      |        |              |              | 3,720,000     | 105,604,908   | 65, 950, 850 |
| \$58年度 | 109, 498, 562 |              |               |      |        |              |              | 5, 250, 000   | 104, 248, 562 | 64, 484, 800 |
| \$59年度 | 102, 199, 469 |              |               |      |        |              |              |               | 102, 199, 469 | 76,005,300   |
| \$60年度 | 114,036,760   |              |               |      |        |              |              | 3,300,000     | 110,736,760   | 73, 271, 850 |
| S61年度  | 123, 171, 727 |              |               |      |        |              |              | 16,582,000    | 106, 589, 727 | 70,071,000   |
| \$62年度 | 169, 378, 858 |              |               |      |        |              |              | 16, 274, 000  | 153, 104, 858 | 73, 015, 100 |
| \$63年度 | 165, 496, 683 |              |               |      |        |              |              | 10,863,000    | 154, 633, 683 | 78, 772, 800 |

| H元年度<br>H2年度<br>H3年度<br>H4年度<br>H5年度<br>H6年度<br>H7年度 | 出合計(①~⑧)  187,728,017  220,647,874  182,480,911  240,106,768  299,595,202  221,917,544  236,875,218  275,736,181    | 用地買収金        | ②<br>新·増·改築工事経費  | ③<br>改築調査<br>8,831,340<br>7,447,283 | 代替施設確保       | 初度調弁等         | 職員給与等       | ⑦<br>維持補修経費<br>25,104,703<br>48,230,780 | <ul><li>管理運営経費</li><li>162,623,314</li><li>172,417,094</li><li>173,649,571</li></ul> | 83,116,300    |
|--|---|--------------|------------------|-------------------------------------|--------------|---------------|-------------|---|--|---------------|
| H2年度<br>H3年度<br>H4年度<br>H5年度<br>H6年度<br>H7年度         | 220, 647, 874<br>182, 480, 911<br>240, 106, 768<br>299, 595, 202<br>221, 917, 544<br>236, 875, 218<br>275, 736, 181 |              |                  |                                     |              |               |             |   | 172, 417, 094  | 83, 116, 300  |
| H3年度<br>H4年度<br>H5年度<br>H6年度<br>H7年度<br>H8年度         | 182, 480, 911<br>240, 106, 768<br>299, 595, 202<br>221, 917, 544<br>236, 875, 218<br>275, 736, 181                  |              |                  |                                     |              |               |             | 48, 230, 780                            |  | 00,0, 000     |
| H4年度<br>H5年度<br>H6年度<br>H7年度<br>H8年度                 | 240, 106, 768<br>299, 595, 202<br>221, 917, 544<br>236, 875, 218<br>275, 736, 181                                   |              |                  |                                     |              |               |             |   | 172 649 571  | 1             |
| H5年度<br>H6年度<br>H7年度<br>H8年度                         | 299, 595, 202<br>221, 917, 544<br>236, 875, 218<br>275, 736, 181  |              |                  | 7, 447, 283                         |              |               |             |   | 110,040,011  | 90, 504, 600  |
| H6年度<br>H7年度<br>H8年度                                 | 221, 917, 544<br>236, 875, 218<br>275, 736, 181   |              |                  | 7, 447, 283                         |              |               |             | 58, 452, 500                            | 181,654,268  | 84,009,850    |
| H7年度<br>H8年度   | 236, 875, 218<br>275, 736, 181  |              |                  |                                     |              |               |             | 106, 646, 200                           | 185, 501, 719  | 82, 873, 250  |
| H8年度   | 275, 736, 181   |              |                  | 832,400                             |              |               |             |   | 221, 085, 144  |               |
|  |   |              | 15, 893, 381     |                                     |              |               |             | 2,070,341                               | 218, 911, 496  | 85, 892, 000  |
|  | 475 DOD 600   |              | 92, 675, 600     |                                     | 5, 469, 300  |               |             |   | 177, 591, 281  | 68, 720, 200  |
| H9年度   | 475, 939, 638   |              | 433, 298, 310    |                                     | 35, 199, 793 |               |             |   | 7,441,535  |               |
| H10年度  | 891, 965, 453   |              | 851, 930, 040    |                                     | 35, 242, 553 |               |             |   | 4,792,860  | 0             |
| H11年度  | 1,672,436,200   |              | 1, 292, 225, 921 |                                     | 8,908,500    | 134, 919, 430 |             |   | 236, 382, 349  | 118, 890, 300 |
|  |   |              |                  | 以降、現在                               | の施設にて運営      |               |             |   |  |               |
| H12年度  | 334, 690, 432   |              |                  |                                     |              |               |             |   | 334, 690, 432  | 166, 404, 850 |
| H13年度  | 343, 450, 249   |              |                  |                                     |              |               |             |   | 343, 450, 249  |               |
| H14年度  | 326, 529, 959   |              |                  |                                     |              |               |             |   | 326, 529, 959  |               |
| H15年度  | 300, 574, 630   |              |                  |                                     |              |               |             |   | 300, 574, 630  |               |
| H16年度  | 335, 450, 488   |              |                  |                                     |              |               |             | 70,052,850                              | 265, 397, 638  |               |
| H17年度  | 304, 775, 315   |              |                  |                                     |              |               |             |   | 304, 775, 315  |               |
|  |   |              |                  | 以降、                                 | 、民営化         | <u> </u>      |             | <u> </u>                                |  |               |
| H18年度  | 59, 545, 493  |              |                  |                                     |              |               |             |   | 59, 545, 493   | 0             |
| H19年度  | 41,779,858  |              |                  |                                     |              |               |             | 7,998,900                               | 33, 780, 958   | 0             |
| H20年度  | 39, 121, 621  |              |                  |                                     |              |               |             | 1,785,000                               | 37, 336, 621   | 0             |
| H21年度  | 42,751,965  |              |                  |                                     |              |               |             | 8,751,393                               | 34,000,572   | 0             |
| H22年度  | 36, 787, 444  |              |                  |                                     |              |               |             | 9, 535, 395                             | 27, 252, 049   |               |
| H23年度  | 40, 264, 799  |              |                  |                                     |              |               |             | 12, 907, 146                            | 27, 357, 653   |               |
| H24年度  | 36, 462, 949  |              |                  |                                     |              |               |             | 6,953,100                               | 29, 509, 849   |               |
| H25年度  | 70, 127, 459  |              |                  |                                     |              |               |             | 41, 216, 700                            | 28, 910, 759   |               |
| H26年度  | 27, 813, 249  |              |                  |                                     |              |               |             | 0                                       | 27, 813, 249   |               |
| H27年度  | 30, 244, 479  |              |                  |                                     |              |               |             | 0                                       | 30, 244, 479   |               |
| ,  |   |              |                  | 以降                                  | <b>承、閉鎖</b>  |               |             |   |  |               |
| 合計   | 9, 744, 655, 546  | 94, 048, 000 | 2, 957, 993, 985 |                                     |              | 159, 807, 053 | 221,603,658 | 679,076,208                             | 5,530,195,473  | 2,648,303,595 |

<sup>※</sup>各年度決算書による数値引用

## 旧箱根千代田荘周辺状況(概略図)



## 旧箱根千代田荘運営状況(平成23~27年度)

#### 運営当時の事業実績

|           | 平成23年度実績      |       | 平成24年度第       | <b>と績</b> | 平成25年度         | <b>支績</b> | 平成26年度        | <b>支績</b> | 平成27年度       | <b>実績</b> | 計                |       |
|-----------|---------------|-------|---------------|-----------|----------------|-----------|---------------|-----------|--------------|-----------|------------------|-------|
| 年間宿泊人数(人) | 22, 555       |       | 24, 253       |           | 20,858         |           | 23,657        |           | 4,780        |           | 96,103           |       |
| うち、区民     | 3,425         | 15.2% | 3,289         | 13.6%     | 2,871          | 13.8%     | 3, 336        | 14.1%     | 1,428        | 29.9%     | 14,349           | 14.9% |
| うち、区民同行者  | 1,020         | 4.5%  | 1,084         | 4.5%      | 918            | 4.4%      | 991           | 4.2%      | 393          | 8.2%      | 4,406            | 4.6%  |
| 年間稼働率(%)  | 76.6          |       | 82.2          |           | 81.0           |           | 79.2          |           | 15.7         |           | 66.9             |       |
| 収入(円)     | 248, 591, 372 |       | 264, 698, 749 |           | 228, 319, 683  |           | 276, 989, 154 |           | 43, 576, 781 |           | 1,062,175,739    |       |
| 支出 (円)    | 246, 600, 324 |       | 262, 705, 940 |           | 241, 467, 356  |           | 291, 066, 755 |           | 99, 932, 825 |           | 1, 141, 773, 200 |       |
| 営業損益(円)   | 1,991,048     |       | 1,992,809     |           | △ 13, 147, 673 |           | △ 14,077,601  |           | △ 56,356,044 |           | △ 79,597,461     |       |

運営事業者:富士屋ホテル株式会社

運営形態:財産貸付(無償)部屋数/定員:28室/140名

区民料金:9,700円(区民補助3,000円適用後の通常期平日利用/1泊2食付き 大人1名あたりの区民料金(平成27年度時点))

## 旧箱根千代田荘の建物調査結果

地域振興部資料 1 - 5 令和 6 年 3 月 11 日

#### 1 調査概要

- (1)調査内容
- ア 現地調査日 令和5年10月30日(月)
- イ 調査診断方法

前回調査(平成29年12月)と同じ調査会社に委託し、現地目視調査のほか、関係資料の調査、ヒアリングなどによる調査を実施

#### 2 調査結果概括

- (1)建築及び設備ともおおむね良好に維持されているものの、前回調査時(平成29年12月)よりも今回調査時(令和5年10月)においては、 建築・設備ともに一部経年劣化が見受けられた
- (2) 前回調査時と比較し、イニシャルコストは90,000千円程度の増加が見込まれる

再開に必要とされる費用 (イニシャルコスト)

(単位:千円)

|         | 前回調査     | 今回調査     | 増加分       |
|---------|----------|----------|-----------|
|         | (A)      | (B)      | (B) - (A) |
| 建築      | 447,751  | 478,650  | 30,899    |
| 電気設備    | 96,858   | 122, 336 | 25, 478   |
| 空調設備    | 207,055  | 221, 364 | 14, 309   |
| 給排水衛生設備 | 76,551   | 100,823  | 24, 272   |
| 合計      | 828, 215 | 923, 173 | 94, 958   |

- ※ 清掃費、保守点検費、外注管理費、光熱水費、公租公課等は別途
- ※ 電気設備には搬送機設備を含む

## 商店街創業支援事業の申請状況について

#### 1 申請状況等

- (1) 申請件数 2件
- (2) 交付決定件数 2件
- (3) 交付決定額 80万円

#### 2 事業周知等

- (1) 広報千代田令和5年8月20日号(1面)に事業情報を掲載
- (2) 千代田区商店街連合会及び千代田区商店街振興組合連合会HPに事業情報を掲載、 両連合会理事会にて事業情報を周知
- (3) 区内商店会への事業情報の案内、リーフレット提供とともに、会員店舗等への周知協力を依頼
- (4) 商工関係団体等(まちみらい千代田、東京都中小企業振興公社(東京創業ステーション)、東京商工会議所千代田支部、中小企業家同友会千代田支部) ヘリーフレット 配架の協力を依頼
- (5) 特定創業支援事業の証明書取得者へのリーフレット提供、事業案内を実施

#### 3 今後の事業運営について

不動産事業者等への事業周知の拡大を検討、申請件数の増加を図る。

#### 商店街等産学連携促進事業の進捗状況について

#### 1 進捗状況

(1) 千代田区商店街連合会、千代田区商店街振興組合連合会

事業名:千代田区おみやげプロジェクト

目 的:「お土産」にしたい区内の逸品を広く知ってもらうとともに、新しい お土産品の開発等を通じて地域の魅力を再発見する。

連携先:千代田区内近接大学の高等教育連携強化コンソーシアム(以下、「千代田区キャンパスコンソ」という。)

#### 概 要:

① おみやげ紹介冊子とホームページ作成 千代田区を代表するお土産品となる30品目の情報を収集。 ホームページ開設予定:3月中旬 冊子刊行予定:3月末

② オリジナルおみやげ商品開発

学生が検討を重ねた千代田区のイメージデザインを備えた和菓子 (最中)を制作、販売店に協力を求めて販売を予定。作成したデザイン は、商標登録し、好評であれば将来的に区内商店会会員で使用すること も視野に、今後検討を進める。

③ おみやげ展示会の開催 令和6年3月29日(金)~31(日)、区本庁舎1階区民ホールで区内 お土産品の紹介・展示、学生が検討したお土産品の試食会の開催。

#### (2) 千代田区商工業連合会

事業名:千代田区商工業連合会ステップアップ事業

目 的:学生視点の率直な意見を参考にしながら、組織のあり方をはじめ、 組織活力の向上に資する方法を模索し、実装する。

連携先:千代田区キャンパスコンソ

概 要:学生の意見等と取組み

| 意見等                      | 取組み  |
|--------------------------|--|
| 会員企業の強みを知りたい             | 新たな仕組みのWebページを作成 ・ 会員の企業情報、旬な製品やサービスを紹介  |
| 連合会の活動を詳しく 知りたい          | する「マイページ」を設置<br>・ 連合会の活動を詳しく紹介   |
| 連合会加入のメリット<br>を知らせられたら良い | ・ 会員のメリットを紹介   |
| 会員企業と学生との連携強化            | 上記Webページの活用 ・ 過去の学生との連携事業を紹介 ・ 学生が区内の地域文化資源を歴史・文化・芸術・海外交流・ビジネスの切り口で紹介する特集ページ「調べて、行って、聞いてきた」を設置 |

Webページ開設予定:3月末

## おくやみガイドブックについて

## 1. 目的

身近な方を亡くされた際に遺族の方々が行う行政手続きは多岐にわたっている。 そのため必要な行政手続きについて、申請受付窓口や必要な書類、手続きの期限 等をわかりやすく1冊にまとめたおくやみガイドフックを作成し、遺族の方々の支援を 行う。

## 2. 配布場所

総合窓口課、出張所の窓口及び区ホームページでの掲載

## 3. 配布時期

3月中旬

# おくやみガイドブック

千代田区

## 千代田区役所

〒102-8688 千代田区九段南一丁目2番1号

電話

3264 - 2111(代表)

区ホームページ

https://www.city.chiyoda.lg.jp

千代田区手続きガイド(必要な手続きや持ち物が確認できます)

https://ttzk.graffer.jp/ward-chiyoda





## ご遺族の方へ

このたびは、大切なご親族のご不幸に際しまして 心よりお悔やみ申し上げます。

ご遺族による今後の区役所または関係機関における諸手続について ご案内いたします。

必要とする手続きは、亡くなられた方の状況などによって異なります。 なお、この案内は、亡くなられた方が「千代田区」に住民登録をされて いる方を対象としておりますので、「千代田区外」に住民登録をされている 方は、住民登録地の市区町村および関係機関等にお問い合わせください。



- 東京 23 区外や携帯電話から、この案内に記載されている各問い合わせ先 の電話に発信される場合は、市外局番「03」を付けてください。 電話はつながりにくい場合があります、ご了承ください。
- 掲載されているファクシミリ(FAX)番号はお問い合わせ専用です。 申請等は取り扱っておりません。

# 区内葬祭場

## 千代田万世会館

葬儀・法要にご利用ください。また、葬儀利用のない場合は集会・会議室として 利用できます。

所在地 外神田 1 - 1 - 7 電話番号 5295-2831

アクセス JR・地下鉄日比谷線・つくばエクスプレス(TX)秋葉原駅電気街口

から徒歩5分、地下鉄小川町駅・淡路町駅から徒歩10分

URL https://chiyoda-manseikaikan.jp

指定管理者(令和5年9月現在)(株)日比谷花壇

## 葬儀利用(利用できる葬儀)

- ・死亡時に区内に住んでいた方の葬儀
- ・区内に住んでいる方が主宰する葬儀
- ・死亡時に千代田区商店街連合会登録の商店会に加入していた事業主の葬儀

#### 受付時間

- ・予約は終日受け付けています。
- ・利用申込書の受付、利用料金お支払は、午前9時から午後7時までです。

#### 休館日

1月1日~2日、館内整理日(原則として奇数月の最終友引の日)

#### 申込み

会館事務室へ電話等で予約をし、ご利用の前までに申込書に利用料金を添えて、会館事務室へ申し込んでください。

## ご遺体安置用冷蔵庫の利用

#### 利用時間

安置室へのご遺体の出し入れは、午前6時から午後11時まで。

ただし、他家葬儀中や休館日(1月1日·2日を除く)の出し入れはできません。 お預かり期間中、対面されるときはご依頼の葬祭業者からの申し込みが必要です。

#### 対面できる時間

午前9時~午後5時30分

ただし、他家葬儀中は対面できません。



## 施設の内容

| 階   | 施設名            | 定員  | 面積     | 利用形態                                  |
|-----|----------------|-----|--------|---------------------------------------|
| 7階  | 事務室            | _   |        | 受付・事務室                                |
| 6階  | 式場(B)<br>兼会議室  | 30名 | 65m²   | 葬儀利用(初七日法要を含む)                        |
| 5 階 | 休憩室(B)<br>兼集会室 | 30名 | 17.5 畳 | 集会・会議または法要利用                          |
| 4 階 | 休憩室(A)         | 40名 | 50㎡    | - 芸様初田(初し口さまた会か)                      |
| 3階  | 式場(A)          | 40名 | 63㎡    | 葬儀利用(初七日法要を含む)<br>ロビーは弔問客の受付に利用<br>可能 |
| 2階  | ロビー            | _   |        | 3130                                  |
| 1階  | 玄関・駐車場         | _   |        | 霊柩車・宗教者車両の利用<br>(2 台分)                |

<sup>※3</sup>階にはご遺体安置用の冷蔵庫があります。

## 葬儀利用時間・利用料金

|     | 区分             | 午前                 | 午後               | 夜間       | 終夜                        |
|-----|----------------|--------------------|------------------|----------|---------------------------|
| 施設名 |                | 午前 8 時 30 分~<br>正午 | 午後 0 時 30 分~ 4 時 | 午後4時30分~ | 午後 10 時 30 分<br>~翌日午前 8 時 |
| 6階  | 式場(B)<br>兼会議室  | 9,900円             | 9,900円           | 15,700円  | 12,700円                   |
| 5階  | 休憩室(B)<br>兼集会室 | 7,600円             | 7,600円           | 12,100円  | 9,900円                    |
| 4階  | 休憩室<br>(A)     | 10,300円            | 10,300円          | 16,300円  | 13,300円                   |
| 3階  | 式場<br>(A)      | 12,100円            | 12,100円          | 18,900円  | 15,600円                   |

## ご遺体安置用冷蔵庫を利用できる方及び利用料金

| 利用資格   | 利用料金                   |
|--|------------------------|
| ・死亡時に区内に住んでいた方の葬儀<br>・区内に住んでいる方が主宰する葬儀   | 1 遺体 1 日あたり<br>5,000 円 |
| <ul><li>・死亡時に千代田区商店街連合会登録の商店会に加入していた事業主の葬儀</li><li>・上記以外で区内の葬祭業者を介して葬儀を主宰する方で、特に必要と認められる葬儀</li></ul> | 1 遺体 1 日あたり 7, 500 円   |

## 集会・会議・法要利用

## 利用できる方

- ・区内在住・在勤者
- ・区内の公共団体および公共的団体
- ・法要で利用する場合は、葬儀の利用に準じます。

## 申込み

利用日の前月1日から前日までに会館事務室へ電話等で予約し、利用前に申込書に利用料金を添えて会館事務室へ申し込んでください。

## 集会・会議・法要利用料金・利用時間

| 区分  |              | 午前        | 午後      | 夜間           |
|-----|--------------|-----------|---------|--------------|
| 施設名 |              | 午前 9 時~正午 | 午後1時~5時 | 午後 6 時~ 10 時 |
| 6階  | 式場 (B) 兼会議室  | F (00 FF  | 7.500 M | 0 000 П      |
| 5階  | 休憩室 (B) 兼集会室 | 5,600円    | 7,500円  | 9,000円       |

## その他葬儀利用ができる区施設

富士見区民館 電話: 3263 - 3841

・葬儀用=洋室E・お清め、控え室=和室、洋室A・B・C・D

西神田コスモス館 電話:5215 - 9065

・葬儀=区民ホール ・お清め、控え室=記念室

# 目 次

| <b>01</b> よくある質問 ・・・・・・・・・ P1  | 04 区役所窓口一覧   |
|--|--|
|  |  |
| 02 区役所での手続きチェックリスト   | <b>05 区役所以外での主な手続き</b> ・・・・・・・・ P31  |
| 期限がある手続き ・・・・・・・・・・・・・・ P3<br>期限がない手続き ・・・・・・・・・・・ P6                              | 在留カード / 特別永住者証明書 / 厚生年金等 / 社会保険等 / 国税関係 / 都税関係 / 自動車 / 金融機関等 / 生命保険 / 簡易保険 / 土地・建物所有者 / 水道 / 電気・ガス・電話等 |
| 03 区役所での主な手続きについて  |  |
| 住民票・印鑑登録・マイナンバーカードに関する手続き ・・・・・ P7   | 06 資料編(各種手続きの準備)   |
| 保険に関する手続き ・・・・・・・・・・・・・ P10<br>(国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険)                             | 住民票について ・・・・・・・・・・・・・ P33<br>戸籍について ・・・・・・・・・・・・・・ P36   |
| 年金に関する手続き ・・・・・・・・・・・・・ P17 障害のある方に関する手続き ・・・・・・・・・ P21                            | 不動産の相続手続き(相続登記)について ・・・・・・・ P41<br>法定相続情報証明制度について ・・・・・・・・ P42   |
| 児童の手当に関する手続き ・・・・・・・・・・・・・ P23 税に関する手続き ・・・・・・・・・・・・ P27 区民相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・ P29 |  |

## 01 よくある質問

## ① 千代田区に死亡の届出をしてから戸籍にその旨が記載されるまでどのくらいかかりますか?

本籍地が千代田区の場合は7営業日ほどで戸籍に記載されます(繁忙期等はさらに数日かかる場合もございます。)。本籍地が千代田区でない場合は、千代田区での処理日数に加え、本籍地での戸籍の記載手続きに数日~数週間かかることがあるため、本籍地の市区町村に直接お問い合わせください。

## ② 死亡届の提出のほか、住民票を消除するための手続きが必要ですか?

住民票の消除の手続きは必要ありません。死亡届が提出されると、届出を受理した市区 町村から住所地の市区町村あてにその旨通知がされ、その通知に基づき住民票が消除され ます。世帯主変更の手続きについては 7 ページをご覧ください。

## Q 火葬許可証・埋葬許可証とはなんですか?

死亡届を提出すると、火葬許可証が交付されます。

火葬が行われると、火葬場の管理者が火葬許可証に火葬日時を記入し、署名押印した後、 火葬許可証が返却されます。返却された火葬許可証を持って、墓地に焼骨を運び、埋蔵し てもらうことになります。

一方、埋葬許可証は土葬の許可になりますが、日本ではほとんどの場合で火葬されています。

## ○区民葬儀とはなんですか?

区民葬儀は、祭壇料金・霊柩車運送料・火葬料金・遺骨収納容器代を特別区統一の協定 料金で利用していただくものです。利用を希望される方は、区民葬儀取扱指定店へご相談 ください。詳しい利用方法等については総合窓口課または各出張所で配布している「ちよ だインフォメーション」をご確認ください。

(ちよだインフォメーションは千代田区のホームページでもご覧いただけます。)

## Q 改葬とはなんですか?

遺骨を他の場所(お墓)に移すことです。改葬をしようとするときは、現在遺骨がある 市区町村の役所に改葬許可の申請をする必要があります。手続き方法、必要書類等は各市 区町村へお問い合わせください。

## Q 樹木葬とはなんですか?

墓石の代わりに樹木を墓標とするお墓のことです。墓地、埋葬等に関する法律により、 遺骨の埋葬ができる場所は、墓地として許可を受けた場所に限られます。樹木葬が可能か どうかは、霊園や墓地へお問い合わせください。

## Q 散骨とはなんですか?

故人の遺骨をお墓に埋葬せずに、山や川、海など、様々な場所に撒いて供養することです。散骨は、原則、私有地や公共施設などでは行えないほか、場所によっては条例で禁止されている場合もあります。詳細は専門の業者へお尋ねください。

## ① 土地の相続手続きを行う必要がありますか?

土地の相続手続きは相続登記(相続による所有権移転登記)といいます。 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。また、相続登記をしないでいると権利関係が確定しないため、不動産取引が遅くなったり、次の相続が発生し、手続きがより難しくなったりするといった不利益を被る可能性があります。相続登記をするためには、土地や建物などの不動産の所在地を管轄する法務局に申請することで相続登記をす

相続手続きのための便利な制度はありますか?

ることができます。(41ページをご覧ください。)

法定相続情報証明制度という制度があります。この制度は、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続きに利用することができる証明書(法定相続情報一覧図の写し)を取得できる制度です。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も提出し直す必要がなくなります。(42 ページをご覧ください)

## Q 身寄りがない場合、死後の手続きはどうすれば良いですか?

身寄りのない方が亡くなられた場合、通常、役所が戸籍等から親族を探してご遺体の引き取りを親族に依頼します。親族がいなかった場合や親族がいてもご遺体の引き取りを拒否された場合は、自治体が火葬や埋葬を行います。

認知症などでご自身の判断能力が低下した際に、予め委任をしておいた人に後見人になってもらい、財産管理や必要な契約締結等を代わりにしてもらう任意後見契約や、死後の事務について委任することのできる死後事務委任契約などもありますので、老後や死後の手続きについて不安や希望がある場合は、こういった契約を利用することで安心した老後生活を送ることができます。

# 02 区役所での手続きチェックリスト

## 期限がある手続き

|        | <b>7日</b> 以内 |        |          |           |  |
|--------|--------------|--------|----------|-----------|--|
| チェック 欄 |              | 主な手続き  | 受付窓口     | 参照<br>ページ |  |
|        |              | 死亡届の届出 | 総合窓口課戸籍係 | 36        |  |

|       | <b>14 日</b> 以内                                  |   |                                    |           |
|-------|---|---|------------------------------------|-----------|
| チェック欄 | 亡くなられた方に<br>ついて該当の有無                            | 主な手続き   | 受付窓口                               | 参照<br>ページ |
|       | 世帯主である  | 世帯主の変更(一人世帯の場合は不要)  | 総合窓口課住民記録係<br>各出張所                 | 7         |
|       | 国民健康保険に<br>加入している<br>(74歳までの方)                  | 国民健康保険被保<br>険者証、高齢受給者<br>証(70歳以上の方<br>のみ)の返納<br>(返納希望者のみ) | 保険年金課国民健康保険係                       | 10        |
|       | 亡くなられた方に<br>扶養されていた方<br>(ご家族) の国民健康<br>保険の加入手続き | 左記に該当される<br>方の国民健康保険<br>加入手続き                             | 保険年金課国民健康保険係<br>各出張所<br>オンラインによる申請 | 11        |
|       | 65 歳以上の方<br>または<br>介護認定を受けて<br>いる方              | 介護保険費被保険<br>者証、介護保険負担<br>割合証の返納                           | 高齢介護課介護保険料担当<br>各出張所               | 16        |

※各参照ページに手続きの概要を記載しています。

|        | <b>2 年</b> 以内                       |   |               |           |
|--------|-------------------------------------|---|---------------|-----------|
| チェック 欄 | 亡くなられた方に<br>ついて該当の有無                | 主な手続き                                   | 受付窓口          | 参照<br>ページ |
|        | 国民健康保険に<br>加入している<br>(74 歳までの方)     | 葬祭費の支給<br>(葬儀を行い、その<br>費用を支払った方<br>に支給) | 保険年金課国民健康保険係  | 12        |
|        | 後期高齢者医療制<br>度に加入している<br>(75 歳以上の方)  | 葬祭費の支給<br>(葬儀を行い、その<br>費用を支払った方<br>に支給) | 保険年金課後期高齢者医療係 | 14        |
|        | 国民年金加入期間が<br>あり、年金を受給で<br>きずに亡くなった方 | 死亡一時金の支給<br>(支給には要件あ<br>り)              | 保険年金課国民年金係    | 17        |

| <b>5 年</b> 以内 |                      |                         |            |           |
|---------------|----------------------|-------------------------|------------|-----------|
| チェック 欄        | 亡くなられた方に<br>ついて該当の有無 | 主な手続き                   | 受付窓口       | 参照<br>ページ |
| >             | 国民年金加入期間がある方         | 遺族基礎年金の支給<br>(支給には要件あり) | 保険年金課国民年金係 | 18        |
| )<br>7        |                      | 寡婦年金の支給<br>(支給には要件あり)   | 保険年金課国民年金係 | 19        |

※各参照ページに手続きの概要を記載しています。



#### 手続きが遅れると手当を受給できない月が発生することがあります。 チェック 亡くなられた方に 参照 主な手続き 受付窓口 ついてのご確認 ページ 児童を扶養している ひとり親家庭の手 子育て推進課手当・医療係 23 父または母 当、医療費助成の 新規申請手続き 資格喪失手続き ①~④を受給されてい 子育て推進課手当・医療係 る方 ①児童育成手当 ②児童扶養手当 24 ③特別児童扶養手当 ④ひとり親医療費助成 (ひとり親医療証) 児童手当、こども・高 | 受給者変更手続き等 | 子育て推進課手当・医療係 校生等医療費助成(乳 幼児·義務教育就学児· 25 高校生等医療証)を受 給されている方 | 資格喪失または減額 | 子育て推進課手当・医療係 ①~⑥の対象となって いるお子さま 手続き等 ①児童手当・次世代 育成手当 ②児童育成手当 ③児童扶養手当 26 ④特別児童扶養手当 ⑤こども・高校生等 医療証 ⑥ひとり親医療証

※各参照ページに手続きの概要を記載しています。

## 期限がない手続き

| チェック 欄 | 亡くなられた方に<br>ついてのご確認                             | 主な手続き   | 受付窓口                  | <b>参照</b><br>ページ |
|--------|---|---|-----------------------|------------------|
|        | 印鑑登録証、<br>住民基本台帳カード<br>をお持ちの方                   | 印鑑登録証、<br>住民基本台帳カード<br>の返納                                  | 総合窓口課住民記録係<br>各出張所    | 8                |
|        | マイナンバーカード<br>(個人番号カード)<br>をお持ちの方                | マイナンバーカード<br>の返納 (返納の義務<br>はありません)                          | 総合窓口課住民記録係<br>各出張所    | 9                |
|        | 国民健康保険に<br>加入している方                              | 限度額適用認定証、<br>限度額適用・標準負担<br>額減額認定証、特定疾<br>病療養受療証の返納          | 保険年金課国民健康保険係<br>各出張所  | 13               |
|        | 後期高齢者医療制度に<br>加入している方                           | 後期高齢者医療被保険者証等(被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証)の返納 | 保険年金課後期高齢者医療係<br>各出張所 | 15               |
|        | 身体障害者手帳、愛の<br>手帳、精神障害者保健<br>福祉手帳をお持ちの方          | 身体障害者手帳、<br>愛の手帳、精神障害<br>者保健福祉手帳の返納                         | 障害者福祉課総合相談担当          | 21               |
|        | 心身障害者医療費助成<br>制度(障)受給者証をお<br>持ちの方               | 心身障害者医療費助<br>成制度(障)受給者証の<br>返納                              | 障害者福祉課総合相談担当<br>各出張所  | 22               |
| )      | 特別区民税・都民税の<br>納税の必要がある方                         | 特別区民税・都民税<br>(住民税)の相続人<br>代表者指定届の提出                         | 税務課納税促進係              | 27               |
| 7      | 原動機付自転車<br>(125 c c 以下)・<br>小型特殊自動車を所有<br>している方 | 原動機付自転車<br>(125 c c 以下)・<br>小型特殊自動車の廃<br>車等手続き              | 税務課納税促進係              | 28               |

※各参照ページに手続きの概要を記載しています。

## 03 区役所での主な手続きについて

住民票に関する手続き(印鑑登録・マイナンバーカード)

## 1 世帯主変更

▶手続きの説明

お亡くなりになった方が世帯主であり、かつ世帯員が2名以上の場合、世帯主変更届が必要な場合があります。(1人世帯の場合は不要です) 世帯員が届出をするか、もしくは委任状による代理申請が可能です。

- ▶申請書等
- · 住民異動届(異動事由: 世帯主変更)
- ▶持ち物
- ・届出人の本人確認書類
- ・委任状(届出人が故人と別世帯の場合)
- ▶期 限
- ・お亡くなりになった日から 14 日以内
- ▶ 受付窓口・問い合わせ先
- ·総合窓口課住民記録係 電話 5211 4200

FAX 3264 - 0210

・各出張所【区役所窓口一覧(30ページ)参照】

| Xt |      | <u> </u>                                |
|----|------|---|
|    |      |   |
|    |      |   |
|    | <br> |   |
|    |      |   |
|    |      |   |
|    | <br> | • |
|    |      |   |
|    | <br> |   |
|    | ë.   | 14                                      |
|    |      |   |

## 2 印鑑登録証・住民基本台帳カードの返納

▶手続きの説明

死亡届が出されて住民票が消除されると、自動的に無効となります。

- ▶申請書等
- ・なし
- ▶持ち物
- ・亡くなられた方が所持されていた印鑑登録証、住民基本台帳カード
- ▶期 限
- ・なし
- ▶ 受付窓口・問い合わせ先
- ・総合窓口課住民記録係 電話 5211 4200

FAX 3264 - 0210

・各出張所【区役所窓口一覧(30ページ)参照】

|         | メモ       |
|---------|----------|
|         |          |
|         |          |
|         |          |
|         |          |
|         |          |
|         |          |
|         |          |
|         |          |
|         |          |
|         |          |
|         |          |
| \     . | <i>)</i> |
|         |          |
|         |          |
|         |          |
|         | <b>\</b> |
|         |          |
|         |          |

## 3 マイナンバーカードの返納

▶手続きの説明

亡くなられた方の各種手続に必要な場合がありますので、しばらくは保管してください。返納の義務はありませんが、ご希望の場合は下記窓口でお受けします。

- ▶申請書等
- ・返納届
- ▶持ち物
- ・故人のマイナンバーカード
- ▶期 限
- ・なし
- ▶ 受付窓口・問い合わせ先
- ・総合窓口課住民記録係 電話 5211 4200 FAX 3264 - 0210
- ・各出張所【区役所窓口一覧(30ページ)参照】

| XE                                     |
|--|
|  |
|  |
|  |
| ······································ |
| -Ax                                    |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

## 保険に関する手続き(国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険)

## 4 国民健康保険被保険者証・高齢受給者証 (該当者のみ)の返納

▶手続きの説明

国民健康保険にご加入の方がお亡くなりになった場合は、返納またはご自身で 裁断してください。

※返納をご希望の場合は下記窓口でお受けします。

- ▶持ち物
- ・これまでお使いの被保険者証、高齢受給者証
- ▶期 限
- ・お亡くなりになった日から 14 日以内
- ▶ 受付窓口
- ・保険年金課国民健康保険係
- ▶問い合わせ先
- 保険年金課国民健康保険係 電話 5211 4204

FAX 3264 - 4085

|   | X-E      |   |
|---|----------|---|
|   |          | • |
|   |          | • |
|   |          |   |
|   | <u>}</u> |   |
|   |          |   |
|   |          |   |
|   |          |   |
| Y |          |   |
|   |          |   |
|   | XY.      |   |

## 5 亡くなられた方に扶養されていた方(ご家族) の国民健康保険の加入手続き

## ▶手続きの説明

亡くなられた方が加入する勤務先の健康保険の扶養に入られていた方(ご家族) は国民健康保険の加入手続きが必要な場合があります。

※お手続きは、郵送やオンラインで届け出をすることもできます。 詳細は区 HP(以下 URL)をご確認ください。

https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/hoken/kenkohoken/kokuho.html

- ▶申請書等
- · 国民健康保険被保険者異動届
- ▶持ち物
- ・ご家族がこれまで加入していた健康保険の資格喪失証明書
- ・ご家族の本人確認ができる証明書(運転免許証、日本国発行のパスポート、 マイナンバーカード等)
- ・ご家族のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード
- ▶期 限
- ・ご家族がこれまで加入していた健康保険の資格喪失日から 14 日以内
- ▶ 受付窓口
- ・保険年金課国民健康保険係
- ・各出張所【区役所窓口一覧(30ページ)参照】
- ・オンラインによる申請
- ▶問い合わせ先
- ·保険年金課国民健康保険係 電話 5211 4204

FAX 3264 - 4085

# メモ

## 6 国民健康保険に加入されていた方の葬祭費の支給

### ▶手続きの説明

国民健康保険に加入されていた方がお亡くなりになった場合、葬祭を行いその 費用を支払った方に、申請により葬祭費(7万円)が支給されます。

- ▶申請書等
- ・国民健康保険葬祭費支給申請書
- ▶申請に必要なもの
- ・国民健康保険葬祭費支給申請書
- ・請求書
- ・葬儀代金の領収書原本(コピーは不可。あて名が申請者名(葬祭の費用を支払った方)になっており、内訳が葬儀代金と記載のあるもの)または会葬礼状
- ▶期 限
- ・葬儀を行ってから2年を経過すると時効となり支給されません。
- ▶ 受付窓口
- ・保険年金課国民健康保険係 (郵送も可)
- ▶問い合わせ先
- ・保険年金課国民健康保険係 電話 5211 4204

FAX 3264 - 4085

|        | Χŧ      | <br> | <br> | <br> |
|--------|---------|------|------|------|
|        |         | <br> | <br> | <br> |
|        |         | <br> | <br> | <br> |
| 9      | )       | <br> | <br> | <br> |
|        | ]<br>[] | <br> | <br> | <br> |
| リ<br>・ | ······  | <br> |      |      |
|        | 17.     | ä    |      |      |
|        |         |      | . // |      |

## 7 国民健康保険の限度額適用認定証等の返納

### ▶手続きの説明

国民健康保険に加入されていた方が亡くなられた場合で、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の交付を受けていた方は、その返納が必要です。

- ▶申請書等
- ・なし
- ▶持ち物
- ・限度額適用認定証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・特定疾病療養受療証
- ▶期 限
- ・なし
- ▶ 受付窓口
- ・保険年金課国民健康保険係
- ・各出張所【区役所窓口一覧(30ページ)参照】
- ▶問い合わせ先
- ・保険年金課国民健康保険係 電話 5211 4204

FAX 3264 - 4085

| Xŧ  |         |
|-----|---------|
|     |         |
|     | (.      |
|     |         |
|     |         |
|     | 4       |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     | \       |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     | m ë     |
| -0: | K A ASS |
|     |         |

## 8 後期高齢者医療制度に加入されていた方の葬祭費 の支給

#### ▶手続きの説明

後期高齢者医療制度に加入されていた方がお亡くなりになった場合、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。申請者は原則、喪主または領収書の宛名の方となります。

## ▶申請書等

下記2枚の申請書が2枚複写で1組になっています。

- ·後期高齢者医療葬祭費支給申請書
- ・後期高齢者医療葬祭給付金支給申請書 ※ホームページに申請書を掲載していないため、申請希望の場合はお問合せくだ さい。

#### ▶持ち物

- ・葬儀の領収書または会葬礼状の原本、コピーは不可
- ・支給対象者の振込先金融機関口座のわかるもの
- ・申請者の印鑑(スタンプ印不可)

### ▶期 限

- ・葬祭を行った日の翌日から2年を経過すると時効となり支給されません。
- ▶ 受付窓口
- ・保険年金課後期高齢者医療係(郵送も可)
- ▶問い合わせ先
- ・保険年金課後期高齢者医療係 電話 5211 4206

FAX 3264 - 4085

メモ

## 9 後期高齢者医療被保険者証等の返納

▶手続きの説明

後期高齢者医療被保険者証等(被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証)の返納が必要です。

- ▶申請書等
- ・なし
- ▶持ち物
- ·後期高齢者医療被保険者証等(被保険者証、限度額適用·標準負担額減額認定証、 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証)
- ▶期 限
- ・なし
- ▶ 受付窓口
- ・保険年金課後期高齢者医療係
- ・各出張所【区役所窓口一覧(30ページ)参照】
- ▶問い合わせ先
- ・保険年金課後期高齢者医療係 電 話 5211 4206

FAX 3264 - 4085

| メモ    |    |
|-------|----|
|       |    |
|       | 1. |
|       |    |
|       |    |
|       |    |
|       | \  |
| m ë H |    |
|       |    |

# 10 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証 (認定者、事業対象者のみ)の返納

▶手続きの説明

相続等の手続きがある場合は、手続きの後に返納してください。

- ▶申請書等
- ・なし
- ▶持ち物
- ·介護保険被保険者証
- ・介護保険負担割合証
- ▶期 限
- ・お亡くなりになった日から 14 日以内
- ▶ 受付窓口
- ・高齢介護課介護保険料担当
- ・各出張所【区役所窓口一覧(30ページ)参照】
- ▶問い合わせ先
- ・高齢介護課介護保険料担当 電話 5211 4224

FAX 3288 - 1365

|     | メモ             |   |        |       |       |  |
|-----|----------------|---|--------|-------|-------|--|
|     | ,              |   | •••••• | ••••• | ••••• |  |
|     |                |   |        |       |       |  |
|     | )              |   |        |       |       |  |
|     |                |   |        |       |       |  |
| (F) | 2)             |   |        |       |       |  |
|     |                |   |        |       |       |  |
|     | <b></b>        |   |        |       |       |  |
| ŀ   | \ <del>i</del> |   |        |       |       |  |
|     | 17.            | à |        | .0    |       |  |
|     | <b>*</b>       |   |        | 1 8   |       |  |

## 年金に関する手続き

## 11 死亡一時金の支給

#### ▶手続きの説明

死亡日の前日において、国民年金第 1 号被保険者 (★) として保険料を納めた月数が、36 月以上ある方が亡くなった時、その方によって生計を同じくしていた遺族に支給されます。

- ・亡くなられた方が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給されていた場合は支給され ません。
- ・遺族基礎年金の支給を受けることができる場合、死亡一時金は支給されません。
- ・寡婦年金を受けることができる場合、死亡一時金とどちらか一方を選択します。
- (★) 国民年金第 1 号被保険者とは、日本国内に住む厚生年金や共済組合等に加入していない 20 歳以上 60 歳未満の方 (自営業、自由業、農業・漁業に従事する人、国会議員、地方議会議員、学生、フリーター、無職の人などで第 3 号被保険者でない方)。
  - ※併せて 18 ページの 「12 遺族基礎年金の支給」、19 ページの 「13 寡婦年金の支給」 もご覧ください。
  - ▶申請書等
  - ・国民年金死亡一時金請求書
  - ▶持ち物
  - ・請求者の状況によって異なります。ご相談ください。
  - ▶期 限
  - ・お亡くなりになった日の翌日から 2 年以内
  - ▶ 受付窓口・問い合わせ先
  - ・保険年金課国民年金係 電 話 5211 4202

FAX 3264 - 4085

#### メモ

## 12 遺族基礎年金の支給

### ▶手続きの説明

国民年金の被保険者等であった方が、受給要件を満たしている場合、亡くなられた方によって生計を維持されていた「子※のある配偶者」または「子※」が受け取ることができます。

- ・遺族基礎年金と寡婦年金を受給できる場合、受給期間が重ならない限りそれぞれ受給できます。
- ・遺族基礎年金の支給を受けることができる場合、死亡一時金は支給されません。
- ※子とは 18 歳になった年度の 3 月 31 日までの間にある子。20 歳未満で障害等級 1 級または 2 級の障害状態にある子。
- ※併せて 17 ページの「11 死亡一時金の支給」、19 ページの「13 寡婦年金の支給」 もご覧ください。
- ▶申請書等
- ·年金請求書(国民年金遺族基礎年金)
- ▶持ち物
- ・請求者の状況によって異なります。ご相談ください。
- ▶期 限
- ・お亡くなりになった日の翌日から5年以内
- ▶ 受付窓口・問い合わせ先
- ・保険年金課国民年金係 電話 5211 4202

FAX 3264 - 4085

メモ

## 13 寡婦年金の支給

#### ▶ 手続きの説明

国民年金第 1 号被保険者 (★)として、保険料を納めた期間等が 10 年以上ある 夫が 65 歳前に老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、その夫と 10 年以上婚姻関係があった妻に対し、60 歳から 65 歳になるまでの間支給されます。

- ・亡くなった夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給していた場合は支給されません。
- ・妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されません。
- ・死亡一時金を受けることができる場合、寡婦年金とどちらか一方を選択します。
- ・遺族基礎年金と寡婦年金を受給できる場合、受給期間が重ならない限りそれぞれ受給できます。
- (★) 国民年金第 1 号被保険者とは、日本国内に住む厚生年金や共済組合等に加入していない 20 歳以上 60 歳未満の方 (自営業、自由業、農業・漁業に従事する人、国会議員、地方議会議員、学生、フリーター、無職の人などで第 3 号被保険者でない方)。
  - ※併せて 17 ページの「11 死亡一時金の支給」、18 ページの「12 遺族基礎年金の支給」もご覧ください。
- ▶申請書等
- ·年金請求書(国民年金寡婦年金)
- ▶持ち物
- ・請求者の状況によって異なります。ご相談ください。
- ▶期 限
- ・お亡くなりになった日の翌日から5年以内
- ▶ 受付窓口・問い合わせ先
- ・保険年金課国民年金係 電話 5211 4202

FAX 3264 - 4085

# XE

## 14 未支給年金請求、受給権者死亡届の手続き (障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金を受給されていた方)

#### ▶手続きの説明

年金を受給されていた方がお亡くなりになったとき、まだ受給されていない年金 や、お亡くなりになった日より後に振込された年金のうち、お亡くなりになった月 までの年金について、未支給年金としてその方と生計を同じくしていたご遺族が受 け取ることができます。

- ※国民年金、厚生年金、共済年金等を受給されていた方が亡くなられたときの手続きは、31 ページ「区役所以外での主な手続き」もご覧ください。
- ▶申請書等
- ・未支給年金・未支払給付金請求書および受給権者死亡届
- ▶持ち物
- ・請求者の状況によって異なります。ご相談ください。
- ▶期 限
- ・お亡くなりになった日の翌日から5年以内
- ▶ 受付窓口・問い合わせ先
- · 千代田年金事務所 電話 3265 4381

| メモ       |       |      |
|----------|-------|------|
|          |       | <br> |
|          |       |      |
| )        |       |      |
|          |       |      |
| 8        |       |      |
| <u> </u> |       | <br> |
|          |       |      |
|          |       | <br> |
|          |       |      |
| <u> </u> |       | <br> |
|          |       |      |
|          | • •   | <br> |
| 7.       | 2 200 |      |
|          |       | <br> |

## 障害のある方に関する手続き

## 15 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の返納

▶手続きの説明

各手帳をお持ちの方が亡くなられた場合は、手帳の返納が必要です。

- ▶申請書等
- ·身体障害者手帳交付等申請(届出)書
- ・愛の手帳変更(返還) 届
- ・精神障害者保健福祉手帳の返還について
- ▶持ち物
- ・身体障害者手帳
- ・愛の手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・手続きに来所される方の本人確認書類
- ▶期 限
- ・なし
- ▶ 受付窓口・問い合わせ先
- ・障害者福祉課総合相談担当 電話 5211 4217

FAX 3556 - 1223

| メモ |    | (-         |
|----|----|------------|
|    |    |            |
|    |    |            |
|    |    |            |
|    |    |            |
|    |    |            |
|    |    |            |
|    |    | ······ /:. |
|    |    |            |
|    |    |            |
|    |    |            |
|    |    | ri/ y      |
|    | DO | Ř H        |
|    |    |            |
|    |    |            |

## 16 心身障害者医療費助成制度(障)受給者証の返納

▶手続きの説明

心身障害者医療費助成制度(障)受給者証をお持ちの方が亡くなられた場合は、受給者証の返納が必要です。

- ▶申請書等
- ・なし
- ▶持ち物
- ・心身障害者医療費助成制度(障)受給者証
- ▶期 限
- ・なし
- ▶ 受付窓口
- ・障害者福祉課総合相談担当
- ・各出張所【区役所窓口一覧(30ページ)参照】
- ▶問い合わせ先
- ・障害者福祉課総合相談担当 電話 5211 4217

FAX 3556 - 1223

|   | メモ       |
|---|----------|
|   |          |
|   |          |
|   |          |
| 9 |          |
|   |          |
| 9 |          |
| \ | ./       |
|   |          |
| Ċ | <u> </u> |
|   |          |

## 児童の手当てに関する手続き

## 17 ひとり親家庭の手当、医療費助成の手続き

## ▶手続きの説明

18歳到達後最初の年度末(3月31日、ただし4月1日生まれの方は前日の3月31日)までのお子様(20歳未満で中度以上の障害を有するお子様を含む)を養育しているご家庭で、配偶者等が亡くなられた場合、状況によりひとり親家庭の手当・医療費を受給できる可能性があります。

### ▶申請書等

- ・児童扶養手当認定請求書
- ・児童育成手当認定申請書
- ・ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請書

#### ▶持ち物

- ・請求者及び児童の戸籍謄本(配偶者の死亡の記載が有り、1 か月以内に発行されたもの)
- ・外国籍の方は戸籍謄本にかわる証明書等
- ・請求者名義の銀行・信用金庫等の普通預金通帳・キャッシュカード等
- ・個人番号確認書類と本人確認書類
- ・請求者及び児童の健康保険証
- ・賃貸契約書(住まいが賃貸物件の場合)
- ・その他上記以外にも、別途書類をご用意していただく場合がございます

#### ▶期 限

- ・手続きが遅れますと、受給できない月が発生しますので、ご注意ください。
- ▶ 受付窓口・問い合わせ先
- ・子育て推進課手当・医療係 電話 5211 4230

FAX 3264 - 3988

## メモ

## 18 児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、 ひとり親医療証の手続き

#### ▶手続きの説明

亡くなられた方が児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親医療費助成を受給されていた場合、受給資格喪失の手続きが必要です。 新たに養育者となられた方が各手当を受給できる場合があります。

#### ▶申請書等

- ・各手当等の資格喪失届等
- ▶持ち物
- ・詳しくはお問い合わせください。
- ▶期 限

メモ

- ・手続きが遅れますと、未支払手当の支給の遅延や、新しい受給者が手当を受給 できない月が発生する可能性がありますので、ご注意ください。
- ▶ 受付窓口・問い合わせ先

| 子育て推進課手当・ | 医療係 | 電話 |
|-----------|-----|----|
|-----------|-----|----|

FAX 3264 - 3988

5211 - 4230

|   | <i>y</i> . c |
|---|--------------|
|   |              |
|   |              |
|   |              |
|   |              |
| 6 | <u></u>      |
|   | 3            |
|   |              |
|   | 57           |
| ノ |              |
|   | Ä. Ä SO -    |
|   |              |

## 19 児童手当、次世代育成手当、こども・高校生等医療証の手続き

## ▶手続きの説明

亡くなられた方が児童手当・次世代育成手当やこども・高校生等医療費助成を受 給されていた場合、新たに保護者となられた方が手当等の請求をする必要があります。

- ▶申請書等
- ・児童手当・特例給付・次世代育成手当認定請求書
- ・こども・高校生等医療費助成申請事項変更届
- ▶持ち物
- ・請求者及びその子どもの健康保険証の写し
- ・請求者名義の預貯金口座番号(一部金融機関を除く)
- ※支給対象児童名義の預貯金口座番号が必要になる場合があります。詳しくは お問い合わせください。
- ・本人確認書類
- ・その他上記以外にも、別途書類をご用意していただく場合がございます
- ▶期 限
- ・手当の認定請求書を提出した月の翌月分から支給されます。ただし、お亡くなりになった日から 15 日以内に提出すれば、亡くなった日の属する月の翌月分から支給できることがあります。
- ▶ 受付窓口・問い合わせ先
- ・子育て推進課手当・医療係 電話 5211 4230

FAX 3264 - 3988

| メモ      |  |
|---------|--|
|         |  |
|         |  |
|         |  |
|         |  |
|         |  |
|         |  |
| 0: 28 6 |  |

20 児童手当・次世代育成手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、 こども・高校生等医療証、ひとり親医療証の対象のお子さまへの手続き

### ▶手続きの説明

亡くなられたお子さまが児童手当・次世代育成手当、児童育成手当、児童扶養手 当、特別児童扶養手当、こども・高校生等医療証、ひとり親医療証の対象児童となっ ている場合、各手当等の資格喪失または減額手続きが必要です。

- ▶申請書等
- ・各手当等の資格喪失届等
- ▶持ち物
- ・詳しくはお問い合わせください。
- ▶期 限
- ・手続きが遅れますと、未支払手当の支給が遅れる可能性がありますのでご注意 ください。
- ▶ 受付窓口・問い合わせ先
- ・子育て推進課手当・医療係 電話 5211 - 4230 FAX 3264 - 3988

|          | メモ                                    |
|----------|---------------------------------------|
|          |                                       |
|          |                                       |
|          |                                       |
| 0        |                                       |
| <b>6</b> |                                       |
|          | 3                                     |
| (        |                                       |
|          |                                       |
| ·        |                                       |
|          | i i i i i i i i i i i i i i i i i i i |
|          |                                       |

## 税に関する手続き

## 21 特別区民税・都民税(住民税)の相続人代表者指定届の提出

▶手続きの説明

住民税の計算は1月1日を基準としています。1月2日以降亡くなられた方でも 納付する必要があり、財産を相続した方が「相続人」として納税義務を負うことに なります。

- ▶申請書等
- ・相続人代表者指定届
- ▶持ち物
- ・特になし
- ▶期 限
- ・なし
- ▶ 受付窓口・問い合わせ先
- · 税務課納税促進係 電話 5211 4193 FAX 3264 - 4085
- ▶その他
- ・住民税の申告相談……税務課課税係 電話 5211 4191 ~ 4192
- ・住民税の納税相談……税務課特別整理係 電話 5211 4194

| メモ |  |
|----|--|
|    |  |
|    |  |
|    |  |
|    |  |
|    |  |
|    |  |
|    |  |
|    |  |
|    |  |
|    |  |
|    |  |
|    |  |
|    |  |
|    | -: ^                                   |
|    | à· · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|    |  |

## 22 原動機付自転車 (125 に以下)・小型特殊自動車の廃車等手続き

### ▶手続きの説明

亡くなられた方の原動機付自転車 (125 c c 以下)・小型特殊自動車の廃車また は名義変更の手続きが必要です。この手続きをしないと、4月1日の所有者に対し て軽自動車税 (種別割)が課税されます。

なお、親族でない方が手続きをする場合は、お問い合わせください。

- ▶申請書等
- ·軽自動車稅(種別割)廃車申告書兼標識返納書
- ▶持ち物
- ・ナンバープレート(滅失した場合は弁償金200円が必要です)
- ・標識交付証明書
- ・死亡日が記載され、亡くなられた方との相続関係がわかる書類 (戸籍謄本の写し等)
- ・届出者の本人確認書類(運転免許証等)
- ▶期 限
- ・なし(できるだけお早目の申請をお願いいたします)
- ▶その他
- ・排気量 125cc を超える二輪車及び排気量 660cc 以下の軽四輪の手続きについての問い合わせ先は下記のとおりです。

| 軽二輪 二輪小型自動車       | 関東運輸局東京運輸支局<br>TEL 050 — 5540 — 2030 | 品川区東大井 1-12-17 |
|-------------------|--------------------------------------|----------------|
| 軽四輪 (排気量 660 に以下) | 東京都軽自動車検査協会<br>TEL 050 - 3816 - 3100 | 港区港南 3-3-7     |

## ▶ 受付窓口・問い合わせ先

・税務課納税促進係 電話 5211 - 4193

FAX 3264 - 4085

## 区民相談

問い合わせ総合窓口課区民相談室TEL 5211 - 4176相談場所区役所本庁舎 2 階

| 相談名         | 相談内容   | 相談員     | 相談日時                                       |
|-------------|--|---------|--|
| 法律相談(要予約)   | 借地・借家、相続、婚姻、<br>金銭貸借、交通事故等の<br>法律問題全般            | 弁護士     | 水・金曜日<br>(第5水・金は休み)<br>午後1時~3時45分<br>(予約制) |
| 税務相談(要予約)   | 確定申告、相続税、贈与<br>税等、税金の相談                          | 税理士     | 第 2 · 第 4 木曜日<br>午後 1 時~ 3 時 30 分<br>(予約制) |
| 司法書士相談(要予約) | 遺言、相続、登記、借地<br>借家、敷金・貸金返還、<br>成年後見等              | 司法書士    | 第 2 木曜日<br>午後 1 時~ 3 時 30 分<br>(予約制)       |
| 不動産相談       | 地代・家賃・賃貸借契約・<br>不動産の売買等の不動産<br>全般                | 宅地建物取引士 | 第 1 · 第 3 木曜日<br>午後 1 時~ 3 時 30 分<br>(先着順) |
| 土地家屋調査士相談   | 土地や建物の調査・測量・<br>不動産登記の申請手続き、<br>土地の境界等           | 土地家屋調査士 | 第 3 木曜日<br>午後 1 時~ 3 時 30 分<br>(先着順)       |
| 行政書士相談      | 遺言、相続、許認可、法<br>人設立、外国人ビザ、契<br>約等についての書類作成<br>の相談 | 行政書士    | 第 1 · 第 3 火曜日<br>午後 1 時~ 3 時 30 分<br>(先着順) |
| 社会保険・労務相談   | 社会保険や労働条件等、仕事上の悩み・心配ごと                           | 社会保険労務士 | 第 2 火曜日<br>午後 1 時~ 3 時 30 分<br>(先着順)       |
| 行政相談        | 国や独立行政法人・特殊<br>法人・公庫の業務に関す<br>る苦情・要望等            | 行政相談委員  | 第 2 火曜日<br>午後 1 時~ 3 時 30 分<br>(先着順)       |
| 一般相談        | 区政全般に関する質問・<br>相談<br>日常生活の一般的な相談                 | 区職員     | 毎日(土曜・日曜・祝日、<br>年末年始を除く)<br>午前8時30分~午後5時   |

# 04 区役所窓口一覧

## 区役所本庁舎

| 施設名            | 電話                  | FAX         | 所在地                     |
|----------------|---------------------|-------------|-------------------------|
| 総合窓口課 戸籍係      | 5211 – 4198         | 3264 — 0210 | 九段南 1-2-1<br>区役所本庁舎 2 階 |
| 総合窓口課 住民記録係    | 5211 – 4200         |             |                         |
| 保険年金課 国民健康保険係  | 5211 – 4204         | 3264 – 4085 |                         |
| 保険年金課 後期高齢者医療係 | 5211 – 4206         |             |                         |
| 保険年金課 国民年金係    | 5211 – 4202         |             |                         |
| 高齢介護課 介護保険料担当  | 5211 – 4224         | 3288 — 1365 |                         |
| 障害者福祉課 総合相談担当  | 5211 – 4217         | 3556 — 1223 | 九段南 1-2-1               |
| 子育て推進課 手当・医療係  | 5211 - 4230         | 3264 – 3988 | 区役所本庁舎 3 階              |
| 税務課 納税促進係      | 5211 – 4193         | I I         | 九段南 1-2-1               |
| 税務課 課税係        | 5211 - 4191<br>4192 | 3264 – 4085 | 区役所本庁舎 2 階              |

## 出張所

|          | 施設名     | 電話          | FAX         | 所在地           |
|----------|---------|-------------|-------------|---------------|
| 7        | 麴町出張所   | 3263 – 3831 | 5276 – 5937 | 麴町 2-8        |
| <b>*</b> | 富士見出張所  | 3263 – 3841 | 3263 – 3866 | 富士見 1-6-7     |
| ./       | 神保町出張所  | 3263 - 0741 | 3288 – 1525 | 神田神保町 2-40    |
|          | 神田公園出張所 | 3252 – 7691 | 5256 — 1239 | 神田司町 2-2      |
|          | 万世橋出張所  | 3251 – 4691 | 5256 — 1240 | 外神田 1-1-13    |
|          | 和泉橋出張所  | 3253 – 4931 | 5256 – 1238 | 神田佐久間町 1-11-7 |

# 05 区役所以外での主な手続き

| 亡くなられた方                         | 手続きの内容                           | お問い合わせ先   |
|---------------------------------|----------------------------------|---|
| 在留カード、特別永住者証明書をお持ちの方            | 各カードの返納                          | 東京出入国在留管理局<br>外国人在留総合インフォメーションセンター<br>電話 0570 - 013904<br>FAX 5796 - 7125<br>郵送先:<br>〒135-0064<br>東京都江東区青海 2-7-11<br>東京港湾合同庁舎 9 階<br>東京出入国在留管理局おだいば分室あて |
| 国民年金受給者<br>厚生年金受給者<br>厚生年金加入中の方 | 未支給年金請求、<br>年金受給者死亡届<br>遺族年金請求など | 千代田年金事務所<br>電話 3265 - 4381<br>または、請求者の住所管轄の年金<br>事務所  |
| 共済年金関係                          | 各共済組合事業所へ<br>直接お問い合わせください        | 各共済組合事業所、勤務先  |
| 国民年金基金関係                        | 年金基金受給権者死亡届など                    | 全国国民年金基金<br>電話 0120 — 65 — 4192   |
| 厚生年金基金関係                        | 年金基金受給権者死亡届など                    | 企業年金連合会 電話 0570 — 02 — 2666   |
| 健康保険(社会保険)加入者                   | 資格喪失届<br>埋葬料(本人・家族)の請求           | 勤務先または<br>加入していた健康保険組合  |

| 亡くなられた方                                      | 手続きの内容             | お問い合わせ先  |
|--|--------------------|--|
| 国税関係   | 相続税、所得税、廃業届出など     | 神田税務署<br>電話 4574 — 5596(代)<br>麹町税務署<br>電話 3221 — 6011(代)                     |
| 都税関係   | 固定資産税・都市計画税について    | 千代田都税事務所<br>電話 3252 — 7141<br>FAX 3258 — 4915                                |
| ①軽四輪 (660cc 以下)、<br>②二輪車 (125cc 超 )<br>の所有者  | 名義変更、廃車手続き         | ①東京都軽自動車検査協会<br>電話 050 - 3816 - 3100<br>②関東運輸局東京運輸支局<br>電話 050 - 5540 - 2030 |
| 金融機関預金名義人                                    | 預金口座解約、<br>ローン返済など | 取引金融機関   |
| 郵便貯金名義人                                      | 貯金口座解約             | 郵便局  |
| 有価証券所有者                                      | 名義変更               | 取引証券会社   |
| 生命保険加入者                                      | 保険金請求、解約など         | 取引生命保険会社   |
| 簡易保険加入者                                      | 保険金請求、解約など         | 郵便局  |
| 土地・建物の所有者<br>※令和6年度から<br>相続登記の申請が<br>義務化されます | 名義変更               | 東京法務局<br>電話 5213 — 1234 (代)  |
| 水道使用契約者                                      | 名義変更、解約など          | 東京都水道局お客さまセンター<br>電話 5326 — 1100<br>FAX 3344 — 2531                          |
| 電気・ガス・電話等<br>使用契約者                           | 名義変更、解約など          | 契約されている会社  |

31

## 06 資料編(各種手続きの準備)

死亡後に必要となる手続きには故人やご遺族のことを証明する住民票の写し等や戸籍謄本等が必要となる場合があります。住民票の写し等は住所地の市区町村で、戸籍謄本等は本籍地での発行となります。

区では、総合窓口課や各出張所(戸籍については一部のみ取り扱い)で発行しています。 また、請求の際は、本人確認書類(請求者本人の運転免許証・健康保険証等)や、場合によっ ては、亡くなられた方との関係がわかる書類の提示が必要となります。なお、郵送による 請求も可能です(請求方法は次ページ以降参照)。

## 住民票について

住民票とは、市区町村の住民について、世帯単位に個人の氏名、生年月日、性別、世帯 主の氏名と世帯主との続柄、戸籍の表示、住民となった年月日、住所、届出の年月日、従 前の住所などを記載したものです。

亡くなられた方の住民票については、戸籍の届出である死亡届に基づき、消除され、除票となります。住民登録地以外で死亡届を提出された場合、住民票に情報が反映されるまでに、7~10日程度かかる場合がありますので、請求の際はご注意ください。

なお、故人の除票の写しを請求する場合は、申請理由が分かる書類及び故人との関係が分かるもの (戸籍謄本等) の提示をお願いしています。

※死亡後に必要となる手続きには、故人が、住民票上の世帯主かどうかによって異なる場合があります。世帯主とは、世帯を構成する者のうち主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者です。

#### メモ

#### 問い合わせ先

・住民登録に関する問い合わせ

総合窓口課住民記録係

電話 5211 - 4200

・証明書等の請求に関する問い合わせ

総合窓口課管理係(証明担当)

電話 5211 - 4199

## 【住民票の写し等の郵送での請求方法について】

## 送付先

〒 102 - 8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所総合窓口課証明書発行担当 電話 5211 - 4199

### 受領までに要する期間

約10日

(補足)速達の場合は、この限りではありません。

## 手数料

住民票の写し、除票の写し各1通300円

(注意) 定額小為替 (無記名のもの) をご用意ください。 おつりの無いようにお願いいたします。 切手、収入印紙でのお支払いは受け付けておりません。

## 必要な書類

- 1.住民票の請求書(請求書または便せん等に必要事項を記入してください。請求書は千代田区ホームページ上の『住民票の写し等交付請求書』から印刷できるほか、お住いの市区町村の住民票請求書の様式でも代用できます)
- 2. 手数料 (通数分の「定額小為替 (無記名のもの)」)
- 3. 返信用封筒(請求者の住所・氏名を記入し、返信料金分の切手を貼ってください) (注意)送付先は、請求者の住民登録地になります。
- 4. 本人確認書類の写し(例:運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証など)
  - (注意) 令和 2 年 10 月 1 日より健康保険法などの改正により、「告知要求制限」の規 定が設けられたため、保険証をコピーする場合は保険者番号、被保険者記号・ 番号が見えないようにしてください。

年金手帳をコピーする場合も基礎年金番号が見えないようにしてください。

5. 亡くなられた方と請求者の関係がわかる戸籍謄本等のコピー



## 住民票の郵送請求書(記載例)

【記載日】〇年〇月〇日

- (1)必要な住民票(対象者)
  - ①【住所】千代田区九段南〇一〇一〇
  - ②【フリガナ】チヨダ タロウ
  - ③【氏名】 千代田 太郎
  - ④【生年月日】昭和〇年〇月〇日
  - ⑤【種類・通数】

住民票(世帯全員のもの)○通

住民票(世帯一部のもの)〇通

除票 〇通

- ⑥~⑬については「のせる」か「のせない」を記入してください。
- ⑥【マイナンバー(個人番号)】
- ⑦【本籍】※日本人の方
- ⑧【続柄】
- ⑨【国籍・地域】
- ⑩【在留資格・期間等】
- ①【在留カード等の番号】
- ②【実質住民日(千代田区に実際に住み始めた日)】
- ③【通称の記載および削除に関する事項】
- ⑭【カタカナ表記】
- (2)請求理由 使用目的を具体的に記入
- (3)住民票の請求者

【フリガナ】チヨダ ハナコ

【氏 名】千代田 花子

【生年月日】平成〇年〇月〇日

【対象者との関係】長女

【電話番号】090 -××××-×× (平日昼間の連絡先を記入)

※①と現住所が異なる場合は請求者の現在の住所も記入

現住所とは住民登録地のことであり居所(実際に住んでいるが住民登録をしていない場所)や一時滞在地(帰省先、出張先、入院先等)は含まれません。

## 戸籍について

戸籍とは、夫婦及び氏を同じくする子を一つの単位とし、個人の出生、死亡、婚姻、離婚、養子縁組、離縁などの身分上の重要な事項を記録し公証するものです。戸籍のある場所を「本籍」といいます。

戸籍謄本等は、親族関係の証明書類として、各種申請手続きに利用されています。

### 【死亡の届出について】

- 1. 届出期間 死亡の事実を知った日から7日以内(※国外で死亡したときは3か月以内)
- 2. 届 出 人 (1)同居の親族 (2)「(1)同居の親族」以外の親族 (3)その他 (親族以外)

の同居者 (4)家主、地主、家屋管理人、土地管理人 (5)後見人、保佐人、

補助人、任意後見人、任意後見受任者

(5)はその資格を証明する書類の添付が必要です。

3. 届出地 次のいずれかの区市役所・町村役場

(1)死亡者の本籍地 (2)届出人の所在地 (3)死亡した場所

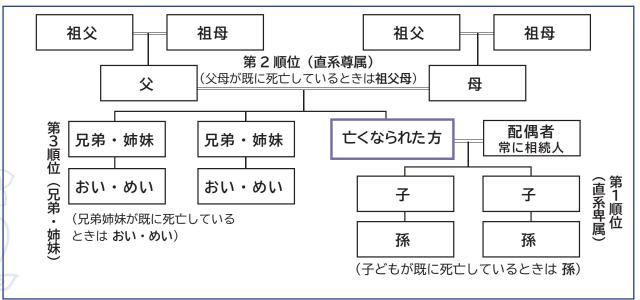
4. 必要書類 (1)届書 1 通 (届出人の署名が必要)

(2)死亡診断書または死体検案書(死亡届と一体になっています)

5. 注意事項

死亡届提出後、戸籍に記載されるまでには日数を要します。 戸籍の証明書を請求される場合は、亡くなられた方の本籍のある市区町村の戸籍 係にあらかじめご確認ください。

## 【相続手続確認表】



- ※相続手続きの場合、故人の出生から死亡までの連続した戸籍証明書等の提出を求められることがあります。
- ※金融機関等では法定相続情報証明制度(42 ページ参照)を活用した法定相続情報一覧 図の写しの提出で手続きできる場合もあります

## 【死亡記載のある戸籍(除籍)謄本が必要な場合】

亡くなられた方が戸籍から除かれることを「除籍」といいます。一方、亡くなられた方の戸籍証明書の種別が全て除籍全部事項証明(除籍謄本)となるわけではありません。同 一戸籍内の他の方の状況によって異なります。

- ・亡くなられた方以外の方が同一戸籍内にいる場合
  - →戸籍全部事項証明(戸籍謄本) 1通450円
- ・亡くなられた方以外の方が同一戸籍内にいない場合(全員が除籍されている場合)または 平成 12 年 3 月 4 日以前に亡くなられた場合等
- ※千代田区では平成6年法務省令第51号附則第2条第1項に基づき、平成12月3月4日 に戸籍の改製(コンピュータ化)を行いました。
- →除籍全部事項証明(除籍謄本)または改製原戸籍謄本 1通750円
- ※死亡の事実が戸籍に記載されるまで、届出地によっては数日〜数週間程度日数を要する場合があります。直近に亡くなられた方の戸籍をご請求される場合は「令和〇年〇月〇日に死亡し、 △△役所に届出」した旨を戸籍証明書等郵送請求書に記入してください。

## 【出生(または婚姻)から死亡までの連続した戸籍(除籍)謄本が必要な場合】

相続人を確定するためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍を確認する必要があります。その間、法令の改正等による戸籍の改製や、家督相続や婚姻等による新戸籍の編製で、複数の戸籍が存在する場合があるため、それら全ての戸籍の提出を求められる場合があります。

・出生から死亡までの連続した戸籍のさかのぼり方について

亡くなられた方の出生(または婚姻)から死亡までの連続した戸籍を取得するためには、死亡時の本籍地から出生時に向かって戸籍をさかのぼる必要があります。そのため、請求書には「〇〇(亡くなられた方)について、出生(または婚姻)から死亡までの連続した戸籍を全て各△通ずつ必要」と記入してください。

## 戸籍のさかのぼりのイメージ

 STEP1
 STEP2
 STEP4

 死亡記載のある・・・・沙従前戸籍の請求・・・・沙従前戸籍の請求
 戸籍の請求





死亡時の戸籍から

順々にさかのぼって

取得していきます。

STEP3 戸籍の連続性の確認

STEP5 戸籍の連続性の確認

### 【戸籍証明書等を請求できる人】

以下①②に該当する方は、請求事由を明示することなく、戸籍証明書等を請求することができます。

- ①当該戸籍に記載されている者
- ②①の配偶者、直系尊属、直系卑属
- ※兄弟姉妹は②には該当しませんのでご注意ください。

上記以外の方は、以下の事由がある場合に限り、必要とする理由等を明示した上で請求することができます。

- ①自己の権利行使、義務履行のための記載事項確認
- ②国・地方公共団体に提出
- ③①②のほか、正当な理由がある場合

弁護士・司法書士等が職務上必要とする場合は、その職名・資格や必要理由・目的等を 明らかにして請求しなければなりません。

#### 【その他】

- ・千代田区の戸籍で親族関係が確認できない場合、親族関係が確認できる戸籍証明書等の 提示が必要です。
- ・必要とする戸籍に載っている方以外からの請求では、請求理由を裏付ける資料が必要と なる場合があります。
- ・代理人からの請求には、本人からの委任状が必要です。
- ・プライバシー侵害につながるような不当な請求には応じられません。
- ・後見人が申請する場合は登記事項証明書を添付してください。
- ・偽りその他不正な手段により交付を受けたときは30万円以下の罰金に処せられます。

問い合わせ先

・戸籍、届出全般に関する問い合わせ

総合窓口課戸籍係

電話 5211 - 4198

・証明書等の請求に関する問い合わせ

総合窓口課管理係(証明担当)

電話 5211 - 4199

本籍の表示は正確に ご記入ください。 記入した日

戸籍証明書等請求書(郵送用)

令和 年 月

 本籍
 千代田区
 九段南〇丁目〇番

 筆頭者氏名
 千代田
 太郎
 ※戸籍の最初に記載されている方で、亡くなられても変わりません。<br/>生年月日: 明・大(昭)平・令 20年 1 月 1 日

| 必要な          | 証明          | いずれかに〇<br>(〇が無いときは謄本交付)  | 必要な方の氏名/生年月日  | 必要通                   | 数 |
|--------------|-------------|--|---|-----------------------|---|
| 戸籍<br>450円   |             | 謄本<br>(全員) / (個人)  | 千代田 太郎 明·大昭·平·令20年1 月1 日  | 2                     | 通 |
| 除籍<br>750円   |             | 謄本 抄本<br>(全員) (個人)   | 明·大·昭·平·令 年 月 日   |                       | 通 |
| 改製原<br>750円  | 戸籍          | 謄本<br>(全員) 抄本<br>(個人)  | 千代田 太郎<br><sub>明·大昭·泙·令</sub> 20 <sub>年</sub> 1 <sub>月</sub> 1 <sub>日</sub>                                     | 2                     | 通 |
| 戸籍の          |             | 謄本 抄本<br>(全員) (個人)   | 明·大·昭·平·令 年 月 日   |                       | 通 |
| 300          | O円          | 必要な住所 = 昭・平・令<br>附票に記載する必要がある場   | 年頃住んでいた・・・<br>合は☑してください□本籍及び筆頭者 □在外選挙人登録  |                       | 굔 |
| 身分証5<br>300円 | 明書          |  | 明·大·昭·平·令 年 月 日   |                       | 通 |
| その他の         | の証明         | 具体的な内容   |   |                       | 通 |
| 使いみち         | 理由          | □パスポート手続(戸<br>□婚姻届などの戸籍)<br>☑相続手続き・・・下記<br>今回は( 千代田<br>・( 千代田 太郎<br>・( 千代田 太郎<br>・( ・( )と<br>□その他・・・具体的に | はに記入ください<br>太郎 )が死亡したことによる手続<br>)の亡くなったことがわかるもの ・・・・<br>)の出生から死亡まで ・・・各<br>)の婚姻から死亡まで ・・・各<br>( )の関係がわかるもの ・・・各 | 年金手続きで、<br>( 2<br>( 2 |   |
|              | 提<br>出<br>先 |  |   |                       |   |

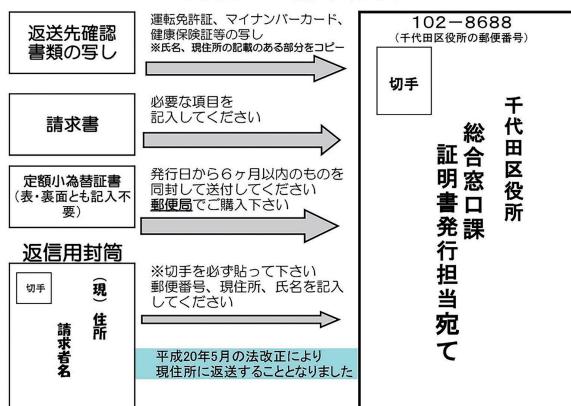
|      | 住所             |            | )OO<br>L段南O - O - O |           |          |    |
|------|----------------|------------|---------------------|-----------|----------|----|
| 請求者  | 氏名             | 千代田        | 花子                  |           |          |    |
|      | 電話番号           |            | 0000 ) 0000         |           | 連絡できると   | ころ |
|      | 筆頭者との関係        | 本人·夫·緀·子·父 | 母・祖父母・孫・代理人・そ       | の他(       | )        |    |
|      | <b>上</b> 返信用切手 | [ 94       | 円] 工手数料(定額小         | 為替) [     | 2400     | 円] |
|      | □返信用封筒(住所·     |            | ※下記本人確認書類で          |           | は返送できません | v  |
| 同封書類 | 日本人確認書類の写      | し(公的な機関が発行 | している証明で、請求者の住所      | の記載があるもの) | 例:健康保険証  | E  |
|      | 口請求者と対象者の      | 関係がわかる戸籍(= | 千代田区の戸籍で関係が不        | 明な場合)     |          |    |
|      | 口千代田区の前後の      | 戸籍(除籍・改製原) | 戸籍を請求される場合で、閃       | たにお持ちであれば | )        |    |

※偽りや不正な手段により交付を受けた時は、刑罰(30万円以下の罰金)に処せられます。
※プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。

※フライバン一の侵害につなかるような不当な請求には応じられません。 ※必着日時の指定は、郵便の配達事情によりますので確約できません。

※同封いただいた本人確認書類のコピーは、郵送請求者の本人確認以外に使用しません。

# 郵便での請求方法



◆ 配達の日数を含め、投函してから1週間程度かかります お急ぎの時は、速達郵便をご利用ください

◆ 請求できる戸籍、附票、身分証明書

- ① 請求者本人が記載されている戸籍(除籍になっている場合も含みます)、附票
- ② 請求者からみて配偶者、子、孫、父母、祖父母が記載されている戸籍、附票 ※ただし、請求者本人との続柄が千代田区の戸籍で確認できない場合は、そ の続柄を確認できる戸籍謄本等を同封してください
- ③ 身分証明書は本人分のみが請求できます
- ④ 上記①~③で第三者に請求を依頼する場合は、委任者本人が署名した「委任 状」が必要です
- ◆ 附票請求の注意点

戸籍附票をご請求の場合は「証明したい住所欄」に必要な期間及び住所を記入して請求してください 例:昭和60年から現在までの住所で〇〇県〇〇市から現在の住所

令和4年1月11日から戸籍附票の記載事項に「生年月日・性別」が追加されましたまた、原則として「本籍・筆頭者氏名」の記載が省略されます

### ◆ その他

- ① 手数料、郵送料金が不足の場合は、改めて不足額の送付をお願いします
- ② 到着した請求書の内容に不明な点がある場合は電話連絡させて頂きます
- ◎ 請求及びお問い合わせ 千代田区役所総合窓口課証明書発行担当

電 話 03-3264-2111 内線 2544~2547

メールアドレス sougoumadoguchi@city.chiyoda.lg.jp

# 不動産の相続手続き(相続登記)について

### 【相続登記とは?】

正確には、「相続による所有権移転登記」といいます。「相続による所有権移転登記」とは、 土地や建物の所有者が亡くなった場合に、その土地や建物の名義を、亡くなった方から遺産を引き継いだ方(相続人)へ変更する手続きのことです。

## 【相続登記は必ずしなければならないの?】

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

相続登記をしないでいると権利関係が確定しないため、不動産取引が遅くなったり、また次の相続が発生し、手続きがより難しくなったりするといった不利益を被る可能性があります。 なお、正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

## 【相続登記の手続きをするには?】

相続登記をするためには、土地や建物などの不動産の所在地を管轄する法務局に申請することで相続登記をすることができます。

- ・相続人が自分で申請書を作成し、申請する方法(本人申請)
- ・資格者代理人(司法書士)に依頼する方法(代理申請)

### 【相続人が自分で相続登記をする場合、どのような手続きが必要ですか?】

- (例)・戸籍謄本を取り寄せ、法定相続人を確認する。
  - ・誰がどの遺産を相続するか決めて書類を作成する。
  - ・新しく所有者になる相続人の住民票を取り寄せる。
  - ・登録免許税分の収入印紙を購入する。
  - ・登記申請書を作成する。

・・・等々

登記申請書は添付書類とともに、土地や建物の所在地を管轄する法務局に持参又は郵送 します。必要な申請書の様式及び記載例は東京法務局ホームページでご案内しています。

### ■東京法務局

ホームページ http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html 電話 5213 - 1234 (代表) (平日 8:30~17:15 年末年始を除く)

## 【専門家(資格代理人)に相談したい・頼みたい】

相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士は、相続登記に必要な書類を作成又は取得し、法務局に提出することができます。

自身で手続きをするのが難しいと考えられる方は、東京司法書士会のホームページをご 確認ください。

- ■東京司法書士会 ホームページ https://www.tokyokai.jp 電話 3353 - 9191 (代表) FAX 3353 - 9239
- ■相続登記相談センター(予約受付フリーダイヤル)※日本司法書士会連合会 電話 0120-13-7832 (平日 10:00~16:00 年末年始・お盆を除く)

# ■ 法定相続情報証明制度

## 【法定相続情報証明制度とは?】

法定相続情報証明制度とは、全国の登記所(法務局)について、各種相続手続きに利用することができる証明書(法定相続情報一覧図の写し)を取得できる制度です。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も提出し直す必要がなくなります(※相続手続きで必要となる書類は、提出先となる各機関にご照会ください)。

## 【法定相続情報証明制度の申請をするには?】

法定相続情報証明制度の申請は、

①必要書類の収集 → ②法定相続情報一覧図の作成 → ③申出書の記入・登記所(法務局) へ申出の順に行います。

法定相続情報証明制度の詳しい手続きは、法務局ホームページでご案内しています。

### ■東京法務局

ホームページ https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\_000013.html 電話 5213 - 1234 (代表)

5318 - 0261 (登記電話案内室)

(平日8:30~17:15 年末年始を除く)



.....

| <u> </u> |       |
|----------|-------|
|          |       |
|          |       |
|          | • • • |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          | • • • |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          | • • • |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          | ٠     |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          | • • • |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          | • • • |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          | • • • |
|          |       |
|          |       |
|          | • • • |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          | • • • |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          | • • • |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          | • • • |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          | • • • |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          | • • • |
|          |       |
|          |       |
|          |       |
|          | • • • |
|          |       |
|          |       |

おくやみガイドブック ご遺族の方へ

令和 6 年 3 月発行編集·発行 千代田区総合窓口課戸籍係

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

# 防犯カメラの更新設置に係る補助の見直しについて

# 現行

| 町会等  | 負担2 | <b>卒</b> | 備考                      |  |  |  |
|------|-----|----------|-------------------------|--|--|--|
|      | 東京都 | 11/12    |                         |  |  |  |
| 新規設置 | 区   | 11/12    | 区独自の制度で町会等の<br>負担率は1/12 |  |  |  |
|      | 町会等 | 1/12     |                         |  |  |  |
|      | 東京都 | 10/12    |                         |  |  |  |
| 更新   | 区   | 10/12    |                         |  |  |  |
|      | 町会等 | 2/12     |                         |  |  |  |

| 商店街  | 負担率      | <b>蓉</b> | 備考                     |  |  |  |
|------|----------|----------|------------------------|--|--|--|
|      | 東京都      | E /C     |                        |  |  |  |
| 新規設置 | 区        | 5/6      | 区独自の制度で商店街の<br>負担率は1/6 |  |  |  |
|      | 商店街      | 1/6      |                        |  |  |  |
|      | 東京都      | 4/6      |                        |  |  |  |
| 更新   | <u>X</u> | 4/0      |                        |  |  |  |
|      | 商店街      | 2/6      |                        |  |  |  |
|      |          |          |                        |  |  |  |

# 令和6~8年度

| 町会等  | 負担  | 率     | 備考                                    |  |  |
|------|-----|-------|---------------------------------------|--|--|
|      | 東京都 | 11/12 | 区独自の制度で町会等の                           |  |  |
| 新規設置 | 区   | 11/12 | 負担率は元々 <b>1/12</b> となっ<br>ているため、町会等の負 |  |  |
|      | 町会等 | 1/12  | 担率は据え置き                               |  |  |
|      | 東京都 | 11/12 | 東京都の要綱改正に合わ                           |  |  |
| 更新   | 区   | 11/12 | せ、負担率を見直し                             |  |  |
|      | 町会等 | 1/12  | ※3年間の時限措置                             |  |  |

| 商店街  | 負担 <sup>2</sup> | <b>卒</b> | 備考                                   |  |  |
|------|-----------------|----------|--------------------------------------|--|--|
|      | 東京都             | 5/6      | 区独自の制度で商店街の                          |  |  |
| 新規設置 | 区               | 3/0      | 負担率は元々 <b>1/6</b> となっ<br>ているため、商店街の負 |  |  |
|      | 商店街             | 1/6      | 担率は据え置き                              |  |  |
|      | 東京都             | 5/6      | 東京都の要綱改正に合わ                          |  |  |
| 更新   | 区               | 3/0      | せ、負担率を見直し                            |  |  |
|      | 商店街             | 1/6      | ※3年間の時限措置                            |  |  |

## 千代田区と独立行政法人日本芸術文化振興会との連携協力に関する 包括協定の締結について

独立行政法人日本芸術文化振興会が管理運営する国の伝統芸能の拠点である国立劇場及び 国立演芸場は、令和5年10月末から建替工事のため閉場となる。その間、区立内幸町ホール を拠点に区民還元事業を実施することを目的とし、令和5年1月30日付で「千代田区と独立 行政法人日本芸術文化振興会との連携協力に関する基本協定書」を締結した。

区民等へのさらなる伝統芸能の普及を目指し、千代田区と独立行政法人日本芸術文化振興会 とがさらに広く連携協力を行うことを目的として、令和6年1月26日付で連携協力に関する 包括協定を新たに締結した。

### 1 協定書の概要

- (1)連携協力事項
  - ア 区内の小中学生をはじめとする区民等を対象とした伝統芸能の鑑賞及び体験の機会の 充実に関する事項
  - イ 区民等が優れた伝統芸能に身近に親しむことができる区民還元事業に関する事項
  - ウ 連携協力にかかる区内施設の利用に関すること
  - エ 本協定に基づき実施する事業等の広報に関すること
  - ※ 具体的な連携協力方法、各施設の利用方法、役割分担等に関しては所管課と独立行政法 人日本芸術文化振興会の間で別途協議を行う。

### (2)締結日

令和6年1月26日(金)

### 2 今後の事業実施予定

【事業名】令和6年8月 国立演芸場寄席公演(仮称)

【開催日】令和6年8月15日(木)~25日(日)

【会 場】千代田区立内幸町ホール

【連携協力事項】公演への区民招待、区内小中学校への出張寄席公演 等

### 3 協定書

別紙のとおり

千代田区と独立行政法人日本芸術文化振興会との連携協力に関する包括協定書

千代田区(以下「甲」という。)と独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「乙」という。)は、 次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が互いに有する資源を有効に活用し、包括的に連携及び協力することによって、区民等が地域に根差した伝統芸能に触れる機会を創出し、区民等の興味関心を喚起するとともに、伝統芸能をより身近なものとして普及させることを目的とする。

(連携協力事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。
  - (1) 区内の小中学生をはじめとする区民等を対象とした伝統芸能の鑑賞及び体験の機会の 充実に関する事項
  - (2) 区民還元事業 (区民等が優れた伝統芸能に身近に親しむことができる事業をいう。) に関する事項
  - (3) 連携又は協力に係る対象施設(以下「対象施設」という。)の利用に関する事項
  - (4) 本協定に基づき実施する事業等の広報に関する事項
  - (5) その他甲及び乙が必要と認める事項
- 2 具体的な連携協力の内容、対象施設の利用方法、役割分担等については、甲及び乙で協議の 上、決定する。

(遵守義務)

第3条 乙は、本協定に基づき対象施設を利用する場合においては、対象施設の利用に関する規定を遵守しなければならない。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項については、

本協定の有効期間及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、及び漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間 満了日の1か月前までに甲及び乙のいずれか一方からの書面による申入れがない場合は、有 効期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(信義誠実の原則)

第6条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定に定める事項を履行する。

(その他)

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項について は、甲及び乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年1月26日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区

区 長

東京都千代田区隼町4番1号

乙 独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長

### 千代田区債権管理条例の運用状況について

### 1 債権の放棄について

令和5年12月13日に施行した千代田区債権管理条例第7条の規定に基づき、債権を 放棄したので報告する。詳細は別紙のとおり。

### 債権の放棄

| 債権の種類 | 件数   | 金額          |
|-------|------|-------------|
| 9種類   | 70 件 | 6,554,924 円 |

(注) 令和6年3月1日時点。今後、実績の数字に変動が生じる場合がある。

### 2 報告と公表について

放棄した債権について、年度末に取りまとめ、その翌年度の常任委員会で報告する。報告後、区ホームページで債権の放棄の状況について公表する。

#### 「参考] 千代田区債権管理条例(抄)

(放棄)

- 第7条 区長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債 権等及びこれに係る遅延損害金その他の徴収金を放棄することができる。
  - (1) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で当該私債権等について履行される見込みがないと認められるとき。
  - (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該私債権等につきその責任を免れたとき又は法人である債務者が同法第216条若しくは第217条の規定による破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。
- (3) 当該私債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)。
- (4) 令第 171 条の2の規定による強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該私債権等について、当該強制執行等の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 前条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当 の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行され る見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき。

# 債権の放棄について

|   |             |                     |    |            |    |            |    | 放到           | <b>棄理由</b>     |                |     |            |    |         |    |             |
|---|-------------|---------------------|----|------------|----|------------|----|--------------|----------------|----------------|-----|------------|----|---------|----|-------------|
|   |             |                     | 第  | 7条第1号      | 第  | 7条第2号      | 第7 | 7条第3号        | 第7             | 7条第4号          | 第7  | 7条第5号      | 第′ | 7条第6号   |    | 合計          |
|   | 債権所管課       | 債権名                 | 生活 | 舌困窮状態      |    | 破産等        | 消其 | 滅時効の<br>月間経過 | 強制<br><i>0</i> | 引執行手続後<br>D無資力 | 徴収停 | 止後の無資力     | 死τ | 亡、失踪等   |    |             |
|   |             |                     | 件数 | 放棄額<br>(円) | 件数 | 放棄額<br>(円) | 件数 | 放棄額<br>(円)   | 件数             | 放棄額<br>(円)     | 件数  | 放棄額<br>(円) | 件数 | 放棄額(円)  | 件数 | 放棄額(円)      |
| 1 | 保健福祉部在宅支援課  | 老人養護施設委託保護自己負担金     |    |            |    |            |    |              |                |                |     |            | 1  | 140,700 | 1  | 140,700     |
| 2 | 環境まちづくり部住宅課 | 住宅使用料(区立住宅)         |    |            | 1  | 347,503    | 1  | 364,600      |                |                |     |            |    |         | 2  | 712, 103    |
| 3 | 環境まちづくり部住宅課 | 住宅使用料(区営住宅)         |    |            |    |            | 2  | 689,520      |                |                |     |            | 1  | 21,700  | 3  | 711,220     |
| 4 | 環境まちづくり部住宅課 | 住宅使用料(区民住宅)         |    |            | 1  | 940,801    | 1  | 317,000      |                |                |     |            |    |         | 2  | 1, 257, 801 |
| 5 | 子ども部学務課     | 幼稚園賄収入              |    |            |    |            | 4  | 137,500      |                |                |     |            |    |         | 4  | 137,500     |
| 6 | 子ども部学務課     | こども園賄収入             |    |            |    |            | 45 | 3,002,600    |                |                |     |            |    |         | 45 | 3,002,600   |
| 7 | 子ども部子ども支援課  | こども園課外クラブ徴収金        |    |            |    |            | 10 | 22,500       |                |                |     |            |    |         | 10 | 22,500      |
| 8 | 保健福祉部障害者福祉課 | 保健福祉部雑入(障害者福祉手当返還金) |    |            |    |            |    |              |                |                |     |            | 1  | 418,500 | 1  | 418,500     |
| 9 | 環境まちづくり部住宅課 | 環境まちづくり部雑入(共益費)     |    |            | 1  | 95,000     | 1  | 57,000       |                |                |     |            |    |         | 2  | 152,000     |
|   |             | 合 計                 | 0  | 0          | 3  | 1,383,304  | 64 | 4,590,720    | 0              | 0              | 0   | 0          | 3  | 580,900 | 70 | 6, 554, 924 |

<sup>(</sup>注)令和6年3月1日時点。今後、実績の数字に変動が生じる場合がある。

### 令和6年修正 千代田区地域防災計画について

千代田区地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により、国の防災基本計画に基づき、千代田区防災会議が作成するもので、東京都地域防災計画や、指定公共機関等の防災業務計画との整合を図り、一体的に運用する計画です。

令和5年5月に国の防災基本計画が修正されたほか、東京の被害想定が最新の科学的 知見等に基づき令和4年5月に見直され(「首都直下地震等による東京の被害想定」(令 和4年5月25日東京都防災会議公表))、東京都地域防災計画が令和5年5月に修正さ れています。

千代田区ではこれらの上位計画や関連計画等を踏まえて、令和6年5月より、計画の 見直しに着手いたしました。そして、関係機関及び東京都との調整を経て、11月に修正 原案を作成いたしました。

その原案をもって令和6年1月にパブリックコメントを募集し、2月の千代田区防災会議で令和6年修正千代田区地域防災計画が承認されました。

- ○令和6年修正 千代田区地域防災計画(案)に対する意見公募の結果概要について
  - 1 パブリックコメントの実施
  - (1)募集期間

令和6年1月5日(金)から1月19日(金)まで

(2) 募集方法

直接持参、郵送、ファックス、電子メール、ホームページ送信フォーム

(3)周知方法

広報千代田1月5日号掲載、区ホームページ、 区役所2階区政情報コーナー、各出張所、災害対策・危機管理課

- (4)提出者数
  - 区内団体3者(意見数12)
- 2 意見の内容とそれに対する区の考え方(別紙参照)
- 千代田区防災会議について
  - (1)開催日

令和6年2月15日(木) 16:00 第1委員会室

(2) 防災会議の構成員

会長…区長、自衛隊、東京都水道局・下水道局等、警察、消防、 区役所部長級職員、指定公共機関(電気・ガス・鉄道会社)、 医師会・歯科医師会・薬剤師会 他

(3) 令和6年修正千代田区地域防災計画 千代田区ホームページリンク→



# 令和6年修正千代田区地域防災計画(案)に対する意見概要及び区の考え方

意見者: 3人 意見数: 12件

| NO. | 意見提出者の区分<br>(意見を提出できる方) | 意見内容   | 回 答  |
|-----|-------------------------|--|--|
| 1   | 1. 区内に住所を有する方           | 来す恐れがあります。   | 区内の無電柱化については、国道・都道ではほぼ100%整備されており、区道の整備状況については、約30%です(令和4年度時点)。<br>区道の整備については、今後も一層推進してまいります。<br>なお、頂きましたご意見については、関連部署に共有いたします。  |
| 2   | 1. 区内に住所を有する方           | 区内残留する在勤者や帰宅困難者、火災被災者などが避難所利用を余儀なくされる可能性は十分ありますので、避難所のインフラと備蓄のさらなる充実をお願いしたいと考えます。 具体的には、避難所になりうる全ての施設への冷暖房完備、プライバシーの確保できる世帯ごと等のテント(小屋タイプ、ブレハブタイプ等もあるようです)、折り畳みベッドや椅子、防寒着、冷却剤、液体ミルク、レトルト離乳食、オムツ、衛生用品(生理用品、保湿剤、消毒剤、ドライシャンプー、虫除け、せっけん、ウエットティッシュ、歯磨きシート、紙コップ)、各種充電器とアウトドア用などのソーラー畜発電機、衛星電話等が考えられます。 特にトイレ周辺での性犯罪が知られるようになるようになり、仮設トイレは絶対数増加のうえで男女別エリアに設置し防犯カメラを避難所内とトイレエリアに設置することも必要だと考えます。障害者が使用できるような仮設トイレの設置についてもご検討ください。女性エリアのトイレはもちろん小児も利用可としたうえで、すべての個室に生理用品を各種設置してください。 | 避難所の設備については、避難所となる区有施設の改築等に合わせて今後も充実させていきます。また、備蓄物資についても、従前のものを適切に管理しつつ、新たな品目や運用方法を検討して参ります。   |
| 3   | 1. 区内に住所を有する方           | 伝染性疾患(感染性胃腸炎、インフルエンザ等)の流行も想定されますので、隔離エリアの準備も避難所設営計画に加えていたださたいです。<br>外部からの支援を躊躇なく受け入れる体制構築もぜひお願いいたします。<br>高齢者、小児、障害者、妊婦など最も立場の弱い人々が安心して一時避難できるよう、弱者目線での不足を補う修正をぜひお願いいたします。  | 避難所における感染症患者が発生した場合の隔離等の措置については、「新型コロナウイルス感染症対策編」として基本的な避難所運営についてまとめた「千代田区避難所運営マニュアル「新型コロナウイルス感染症対策編」(令和3年3月)」で定めました。また、避難所毎に、隔離場所の指定など詳細な対応要領についてまとめたマニュアルを策定しています。<br>受援体制の構築については、千代田区社会福祉協議会との連携強化、関係機関との災害時協定締結など、取組みの推進に努めているところです。<br>の災害時協定締結など、取組みの推進に努めているところです。<br>また、区民の避難生活を安全・安心なものとするため、区では避難所運営本部組織に女性支援班を新設等、多様な視点で避難所運営が行われるよう、防災対策の推進に努めているところです。今後の検討にあたり参考とさせていただきます。 |
| 4   | 1. 区内に住所を有する方           | 包括的且つ詳細な内容だと思いますが、総則のP15からP16を例に取ると、千代田区全体の数値しか記載されていません。誰しも自分の住んでいる地区の被害想定が一番関心があるところだと思います。詳にすることには色々抵抗があるのかもしれませんが、ユーザーとしてはそれを望みます。   | 区では被害想定として都が実施した「首都直下地震等による東京の被害想定」を<br>用いており、都の想定結果公表は区別の被害数量までで、区内の地区別の被害数<br>量の公表は行っていませんので、区としても、その単位での公表は想定しており<br>ません。<br>なお、都は、「首都直下地震等による東京の被害想定」の震度分布や被害の分布<br>などを地図上で閲覧できる「東京被害想定デジタルマップ」を公表しています。   |
| 5   | 1. 区内に住所を有する方           | 帰宅困難者・避難者対策の進捗状況の数値を含めた開示<br>現在既に帰宅困難者、避難者対策を進めておられると思いますが、それが現時点で具体的にどの程度進捗しているかが不明<br>です。(たとえば帰宅困難者の一時受け入れ可能施設と人数の総数)<br>具体的進捗を数値を含めて開示いただきたいです。もしすでに開示されているのであれば、防災計画に進捗状況としてまと<br>めて見られるようにお願いします。   | 「帰宅困難者等一時受入施設と受入可能人数の総数」等、各種施策の進捗については、令和6年度に改定予定の「災害対策事業計画」においてお示しいたします。また、各受入施設は民間施設のご協力により確保しており、事前の同意をいただいている施設に限り、区炉で名称・所在地を公表しております。各施設の受入人数や設備等に関する情報開示については、各施設の意向も踏まえて検討して参ります。   |
| 6   | 1. 区内に住所を有する方           | 帰宅困難者の一時滞在場所と収容可能人数・トイレや給水等備蓄状況の開示<br>たとえば帰宅困難者等の一時滞在場所として雨風を凌げてトイレや給水、できれば暖房設備もある場所は、公共・民間を含めてどの場所で、どの程度の人数が収容可能かをあらかじめ明示・配布していただきたくお願いします。できれば区内の掲示板等に常時掲示していただきたいです。(住民用の避難所程度では帰宅困難者が迷うことになります。)また夜間時にはそれらの施設が入場可能かどうかも不安が残ります。被災時にはスマホ等の通信環境もどうなっているか不明なので、被災時にホームページ等で開示されても参照できないことが懸念されますので、あらかじめ掲示しておく必要があると思います。   | 「帰宅困難者等一時受入施設と受入可能人数の総数」等、各種施策の進捗については、令和6年度に改定予定の「災害対策事業計画」においてお示しいたします。また、各受入施設は民間施設のご協力により確保しており、事前の同意をいただいている施設に限り、区IPで名称・所在地を公表しております。各施設の受入人数や設備等に関する情報開示については、各施設の意向も踏まえて検討して参ります。  |

| 7  | 1.区内に住所を有する方   | 帰宅困難者一時滞在場所の拡大についての被災時の行政による指示<br>59万人の帰宅困難者が一時滞在する場所の確保は、実際としてかなり困難が想定されますので、行政から私立も含めた学校や公共・民間施設等に対して、単にお願いレベルではなく、受け入れ指示・命令ができるようにあらかじめ条例等で定めておかれるようにお願いします。<br>大学・高等学校等や公堂・区役所等の公共施設では教職員や生徒以外の帰宅困難者も数千人・数万人単位での受け入れをお願いしたいです。<br>可能でしたら上記施設に(常勤者や生徒・住民だけでなく)帰宅困難者や避難者に対する災害用品の備蓄もお願いします。 |   |
|----|----------------|---|---|
| 8  | 1.区内に住所を有する方   | 帰宅困難者一時滞在場所の臨時トイレ・テント等の配備<br>現在帰宅困難者等が一時滞在する場所として区内の公園等が指定されてますが、多くは露天でトイレも少なく(夜間は使えない)、雨風を凌ぐこともできません。非常対策用の臨時トイレやテント等をすぐに使えるようにあらかじめご準備お願い<br>します。来所者の生命を守るためにはどうしても必要と思います。   |   |
| 9  | 1.区内に住所を有する方   | 住民以外の帰宅困難者・避難者に向けた避難所の利用について<br>現在避難所は住民が避難するところと位置づけられておりますが、現実問題として住民以外の帰宅困難者や避難者を被災時<br>にシャットアウトすることは人命救助の観点からも不可能です。一時滞在場所は現在風雨も凌げず、トイレも極めて少ない<br>状況です。それを踏まえて避難所運営方法やマニュアルを見直していただきたい。   | 帰宅困難者等―時受入施設が開設するまでの間、一時滞在する場所として「災害時退避場所」を指定しております。いただいたご意見については、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。  |
| 10 |                | お願いします。すでにそれがあるのであれば各所に散在させることなく、まとめてホームページ上も一か所で見られるようにお願いします。現在のホームページ上での掲載情報は項目単位に分かれて文字も多く、即時性や一目でわかる簡便さがなく、被災時に携帯しずらく、使い勝手はよくないです。外国語(英語・中国語・韓国語等)バージョンもお願いします。  | 区では、通勤・通学等の昼間区民向けの災害対応マニュアルを日本語版のほか英語版で作成しています。地区別の計画としては、区内では地区防災計画(地区居住者等で構成される防災区民組織、事業所等により自発的に行われるボトムアップ型の防災活動に関する計画)が策定されている地区があり、作成主体によってはそれぞれのホームページで公表されています。このほか、区内では、地域(町会)および地域事業所で構成される「帰宅困難者対策地域協力会」が地域別に設置され、地域に応じた防災訓練や災害対応の検討等が行われており、区では都と連携し、同会の活動を推進しています。さらに、区では、区民及び通勤・通学等の昼間区民も対象にした、一斉防災訓練(シェイクアウト訓練)等の実施に取り組んでいます。これらの取組みをはじめ、今後も、区では、見やすさや携帯性に配慮した計画作成、対象者別・地域別・外国語の計画作成等について、取り組んで参ります。ご意見・ご提案については、関係所管と情報を共有させていただきます。 |
| 11 | 1.区内に住所を有する方   | 住民・通勤・通学者一体での地区単位防災訓練の実施<br>いままで防災訓練はたとえば番町地区では住民対象にまとめて年一回で、せいぜい消火器の使い方と講演、震度訓練等でし<br>たが、住民だけでなく常勤者・生徒等も含めた地区ごとの防災訓練もご検討お願いします。今年の正月の石川県での被災や<br>飛行機事故でも日ごろの訓練がいかに大事かを痛感された方も多かったのではないかと思います。  | 地域ごとに実践的な防災訓練ができるよう検討して参ります。いただいた具体的なご意見・ご提案については、関係所管と情報を共有させていただきます。  |
| 12 | 1 区内に存託を与える士   | 千代田区災害対策・危機管理課発信情報の誤報・偽情報防止<br>被災時は偽の千代田区災害関連情報が頻発されると思いますので、どれが真正な情報か見分け可能なように事前対応をお願<br>いします。   | 災害時の情報発信についても、区公式SNSアカウント等から、正しい情報を適時<br>適切に発信して参ります。   |
|    | ひか 辛日草佳田間後の担山・ |   | •   |

※その他、意見募集期間後の提出1件